

書物方年代記②

宝暦十一年～安永五年

氏家幹人

本稿は、「書物方年代記」の第二回として、宝暦十一年（一七六一）正月（一月）から安永五年（一七七六）十二月までの期間について、当館所蔵の『書物方日記』から、書物の出納や人事ほか書物方に係わる重要事項を摘録したものである。

この間の將軍は十代徳川家治（一七三七 八六）で、前の年の宝暦十年九月に將軍となり、天明六年（一七八六）九月に五十歳で没するまで在職した。幕政においては、田沼意次（一七一九 八八）が明和四年（一七六七）に側用人となったのち、安永元年（一七七二）に老中に榮進し、発言力を増した、いわゆる田沼時代と重なる。

宝暦十一年正月から安永五年十二月までの間に在職した書物奉行は十名。その就任順に在職期間等を記せば左の通りである（うち深見・大岡・服部・本郷・中根の五名は、『書物方年代記』で扱った延享三年から宝暦十年の間にも書物奉行を務め、在職期間等は前稿の「記載済みだが、煩をいとわずこれを挙げた」。

大岡五平次（清長） 寛延二年（一七四九）三月五日に大番より。【在職中の宝暦十二年（一七六一）二月、没。五十五歳】

服部金左衛門（保正） 寛延三年（一七五〇）十二月二十五日、表右筆より。明和二年（一七六五）十一月七日、老衰につき願の通り辞職。小普請入り。【明和三年七月、没。七十六歳】

本郷与三右衛門（一泰） 宝暦元年（一七五二）十月二十七日に大番より。安永九年（一七八〇）四月六日、願の通り辞職。【天明四年（一七八四）七月、没。七十歳】

中根伝左衛門（正雅） 宝暦八年（一七五八）正月十六日に、西丸新番より。明和四年（一七六七）正月二十九日、老衰につき願の通り辞職。【明和四年六月、没。七十六歳】

以上の五名に対して、左の五名が本稿の「新たに登場する書物奉行である」。

徳力藤八郎（良弼） 宝暦十二年（一七六二）三月四日に、小普請組松平藤九郎支

配より。安永六年（一七七七）二月二十二日、老衰につき願の通り辞職。【安永六年三月、没。七十二歳】

土田清助（貞仍） 明和二年（一七六五）五月二十七日に、評定所の儒者より。安永六年（一七六六）二月三日、老衰につき願の通り辞職。【同月二十一日、没。七十一歳】

長谷川主馬（安卿） 明和二年（一七六五）十月二十七日に、小普請組松平藤九郎支配より。【在職中の安永八年（一七七九）十一月、没。六十一歳】

青木文蔵（敦書） 明和四年（一七六七）二月十六日に、評定所の儒者より。【在職中の明和六年（一七六九）十月、没。七十二歳】

人見又兵衛（美至） 明和六年（一七六九）十一月二十七日に、小普請組市橋大膳支配より。天明三年（一七八三）七月二十四日、御船手に。【天明六年（一七八六）五月、没。六十四歳】

深見新兵衛（有隣） 享保十九年（一七三四）八月八日に儒者より（書物奉行に）。

明和二年（一七六五）四月十一日に

西丸裏門番頭に転任。【安永二年（一七七三）二月、没。八十三歳】

新たに書物奉行になった五名のうち、最も著名なのは、青木文蔵敦書であろう。日本橋の魚問屋の子として生まれた文蔵は、飢饉に備えて甘藷（サツマイモ）を栽培することを説いた『蕃薯考』を著して町奉行大岡忠相の目にとり、將軍徳川吉宗にもその能力を評価されるに至った。元文四年（一七三九）に幕府に召し出され、吉宗の指令で各地の古文書探訪などに従事したのち、評定所の儒者を経て、書物奉行を拝命。『経済纂要』『刑法国字解』『官職略記』ほか多くの著述を残した。昆陽と号したことから青木昆陽の名で知られ、また甘藷の普及に功績があったため、世人から「甘藷先生」と呼ばれたことでも知られている。

青木ほど著名ではないが、徳力藤八郎良弼も奥儒者を務めた知識人だった。宝暦七年（一七五七）五月に奥儒者になった彼は、同年九月に『政要策』と題する著述を呈上した（相手は九代將軍家重である）。

その内容は、当館所蔵の『落葉集』（請求番号二二七 〇〇二九）の百九冊目に収められている「政要策十条」によって知ることができる。それは「長国脉策」「大国体策」「拳賢良策」「禁賄賂策」「節儉約策」「薄租稅策」「恤困窮策」「通下情策」「盛教化策」「講武芸策」の全十条から成り、しかるべき政治のありかたにはじまり、人材登用・役人の倫理・税制・庶民の教化等まで、さまざまな問題について実施すべき政策を提言したものにほかならない。

興味深いのは、この「政要策十条」を寛政元年（一七八九）八月に書写した某氏が添えたあと書きである。某氏は、徳力が林家の門人で評定所に

二十年以上務めたのち奥儒者に昇進した旨を述べたうえ、「御先代二八直言ヲ求メ玉ヒシ事ナレハ大二用ラレ玉ハンカ 或ハ徳力ノ言忌諱ニツ（フの誤記か）レナンモ測ルヘカラス」と記している。遠慮のない提言を奨励した先代將軍吉宗なら、徳力は評価しただろうが、家重の場合は逆に機嫌をそこねたかもしれないのである。

もう一人、長谷川主馬安卿にも触れておこう。彼の父は、農政や経済に通じ、『民間省要』を著した田中丘隅。『民間省要』は大岡忠相や成島道筑らを通じて吉宗に献上され、以後、田中は幕府の命で治水や新田開発にその能力を発揮した。田中丘隅の次男が旗本長谷川安貞の養子となって安卿と名乗り、書物奉行を拝命したのである。長谷川主馬は、作文に長じ、その和文を集めた『夏野の草』を国立国会図書館ほか所蔵している。逸事も豊富だったようで、森潤三郎も『紅葉山文庫と書物奉行』の中で、肥前平戸藩の老公、松浦静山の随筆『甲子夜話』を引用して、その一端を紹介している。これを意識してみると。

「書物奉行を務めた長谷川主馬は、風雅人で殊に和歌を好んだ。ある時、郊外を散策していたおりに、農家の庭にたいそう趣のある老松を見付けた主馬は、農家の主にこの松を買い取りたいと言った。主はこれほどの大木を移し植えるのは無理だと思つたが、とりあえず二十余両ならお売り致しますと言つてみた。すると主馬は懐から直ちに二十余両を取り出し、主に渡して帰つていった。そのまま姿を現さないの、主は不思議に思つていたが、ある日、下僕に酒と

食べ物そして敷物を持たせて主馬が訪れ、松の蔭に座して、終日老松を鑑賞しながら歌を詠んで過ごして帰つた。その後、春秋の好日にはしばしば訪れ、同様にして時を過ごしたとか」

松浦静山は最後にこうコメントしている。「かくる清韵高致の人 今是有べしと思はれず 古人はかく迄もありしやと昔思はしくぞ思はるゝ」（原文）。「甲子夜話」が綴られた十九世紀前半の世の中には、もはや長谷川主馬のような高尚で清雅な人物はいないというのである。長谷川主馬は学識豊かな風流人だったようだ。あわせて老松の代金として二十余両を即金で支払つた富裕さにも驚かされる。

宝暦十一年辛巳（一七六一）正月から六月まで（第六十冊目）

書物奉行の月番は左の通りである。

（正月）中根伝左衛門（二月）深見新兵衛（三月）大岡五平次（四月）本郷与三右衛門（五月）中根伝左衛門（六月）深見新兵衛

正月は特に記述すべき記事なし。二月の重要事項を摘録すると。

【二月】

五日 御法令 御条目巻箱 五つ半時陰時計
え致持参 但馬守殿御登城前 長坂忠
七郎え鑑井上目録相添相渡候（中略）
九つ時比右御箱下り申候

八日

九半時頃当番御目付中より口上使にて御条目御法令一箱只今差上候様にと申来候間(中略)早速持参 長坂忠七郎え鑰井上げ目録相添相渡候(中略)早速下り申候(中略)忠七郎申候は 又々二三日中にも今日の通急御用可有之候間 左様相心得(下略)

二十二日

今日御法令被仰出候に付 五平次・与三右衛門・伝左衛門・拙者(深見新兵衛)致出仕候 大広間之間に相詰御目見仕 入御後 御法令林内記読之読了 各退出(下略)

今朝(中略)当番御目付浅野内膳被申候は 御法令之御箱早々差出候様に奥御右筆曰井藤右衛門申聞候由 詰番新兵衛差出可申候(中略)陰時計え致持参 長坂忠七郎え相渡候(下略)

御法令相済 新兵衛陰時計え廻り居候処 九半比右之御箱に当御代之御法令御入添御箱之張紙相改り 御鑑包之封印但馬守殿御印にて 曰井藤右衛門為持出相渡之 請取 元番え納之

家重から家治へ。將軍の代替りに伴い、二月十一日、武家諸法度が江戸城の大広間で諸大名に頒布された(翌二十二日には同じく大広間で高家以下の幕臣に対して)。二十一日に武家諸法度を讀み上げたのは林大学頭信言。二十二日は林内記

信愛がこれを読んだ。

これに先だつて、二月五日の五つ半(午前九時頃)、書物方から御蔵にある「御法令御条目」(武家諸法度)を収めた箱が、江戸城内の「陰時計」(陰時計の間)に持ち運ばれ、奥右筆の長坂忠七郎(名は高美)に箱の鑑と「上目録」を添えて渡された。長坂忠七郎については、「寛政重修諸家譜」に「御条目の事を承はりしかば」とあり、武家諸法度頒布の担当者だつたことがわかる。「但馬守殿」は老中秋元但馬守(名は涼朝)。「御法令御条目」を収めた箱は、九つ時(正午)には書物方に戻された。担当者の長坂は箱の中身を確認するために取り寄せたのであろう。

二月八日、当番の目付から「御条目御法令」の箱を即刻差し上げるよう指示があり、同じく長坂に箱の鑑と「上目録」を添えて渡したが、このときも短時間で戻された。戻す際に、長坂は「今後二、三日中にも、急に持参するよう指示することがあるので、その旨心得るよう」と述べた。

二月二十二日の朝、当番目付の浅野内膳から即刻「御法令」(武家諸法度)を収めた箱を持参するよう指示があり、陰時計の間に持参して長坂に渡した。頒布(「御法令被仰出」)が済んだのち、箱の鑑に秋元但馬守が封印し、奥右筆の曰井藤右衛門から書物方に戻された。二十二日には、大岡五平次・本郷与三右衛門・中根伝左衛門・深見新兵衛の四人が大広間に出仕した。

【三月】

二十八日(水野豊後守が御用の旨 目付から) 八つ時前 豊後守殿御逢被成候 長崎

より来り候御書物拾部新規御預けに罷成候 受取御蔵え相納可申旨被仰渡 入目録兩通直に御渡し被成候 御書物とくと相改 相違無之候は、近日猶又申上候様に被仰聞候(御書物箱二つは当分西御蔵へ。入目録二通は長箱に入れ、日記筆筒の中に)

三月二十八日、目付から通知があり、若年寄の水野豊後守(名は忠友)のもとに参上。長崎で購入した書物十部を新たに御蔵に収める旨の指示。「入目録」(入蔵目録)二通を渡される。書物をよく改め、目録と相違が無ければ近日中に申し上げるよう命じられる。書物を収めた箱二つをとりあえず西御蔵に置き、目録は長箱に入れて日記筆筒の中に。

【四月】

朔日(田沼主殿頭の御用で陰時計へ) 当二月四日申上候温公通鑑に付 大久保士佐守書面書違之儀 以後紛敷候間 正木志摩守え仰渡被成候 拳要曆を陸状元通鑑と相改差越候様に被仰達候 依之長崎え被申越 此度書面認替候て到来に付 書違候書面共に式通御渡被成候間 此度之書面に奉り付可致候 書違之書面奉り付は消し可申旨 円覚を以被仰聞候(下略)

二日 御書物相改候処 入目録相違無之候に付 今日書付を以 豊後守殿へ申上候

書付案

拾部之御書物相改吟味仕候処 入目録
之通相違無御座候 依之申上候 以上

四月二日 御書物奉行

四月一日、御側衆の田沼主殿頭（意次）の御用で陰時計の間に参上。御蔵に納入する書物の名が、長崎奉行大久保土佐守（忠興）の文書に誤って記されていた件につき指示あり。長崎奉行の正木志摩守（康恒）に書き替えを命じたところ、書き替えた文書が到着したので、関連する文書の書き替えを書物方に指示したのである。

どつやら長崎奉行所が作成した書物のリストで、『陸状元通鑑』（正しくは『陸状元増節音註精義資治通鑑』）が『拳要曆』と誤記されていたらしい（『拳要曆』は『陸状元通鑑』の巻三・四に収録されているもので、全体の書名ではない）。四月二日、先に（三月二十八日に）水野豊後守から指示があった件について、書物が目録通りである旨を書付（文書）にして、水野豊後守に提出する。

【五月】

十二日 今日会集いたし諸事申談候（詰番深見新兵衛のほか大岡五平次・本郷与三右衛門・中根伝左衛門が出勤）

今日相談之上 御書物唐本之分 落丁とち違等致吟味置 御修復之節とち直し可然候間 今日より吟味取懸り日々改候積り申合候

但改書拔 別帳面認置

立石伝八郎眼病不勝候て小普請入願書又四郎方迄差出候由（中略）いまた年若成義にも候間 今少し養生いたし見候様申付候様に（又四郎に申渡し、願書を差し戻す）

五月十二日、書物奉行四名で相談の上、御蔵の「唐本」（漢籍）の落丁や綴じ間違いを調査し、修復の際に正しい状態に綴じ直すこととする。調査の作業は本日から開始することに。

同日、書物同心の立石伝八郎が、眼病のため辞職願（「小普請入願書」）を同心世話役の小沢又四郎に差し出す。書物奉行で協議し、もうしばらく養生して病の快復を待つてしかるべしと判断し、立石の願書を差し戻す。

【六月】

十二日 大御所様（＝家重）（中略）今晚寅下刻薨御被遊候

十九日 明之崔桐著崔東洲集之儀 御目録に崔桐洲集と書違有之段 去々卯年新兵衛見出し置候 依之御目録清書・中書共に今日崔東洲集と書改させ申候

二十二日 （二丸の御小納戸新見七右衛門から御用の旨 目付から、二丸に参上したところ）
先年御預け成候諸記録抄出百二十二冊

誰殿より御請取被成候て誰受取候哉之旨御尋（左の書付差出）

水戸殿献

諸記録抄出 百二十二冊

右御書物 宝曆四甲戌年十一月九日右近将監殿御掛りにて撰津守殿御渡被成候旨 蜷川八右衛門・白井藤右衛門申聞 同役服部金左衛門受取之

巳六月廿二日

御書物奉行詰番

本郷与三右衛門

二十三日（新見七右衛門御用 二丸へ伝左衛門参上。七右衛門が言うことには）

宝曆四年御蔵え相納り候諸記録抄出水戸殿献上之豎目録二丸御殿に残り有之候に付 相渡候間 御書物に相添置候様に被申候 請取 日記筆筭に当分入置候 御順覧可被成候（同年八月廿七日右目録一通 御書物に相添置）

六月十二日、大御所家重、没。

六月十九日、明代の刊本『崔東洲集』が御目録に『崔桐洲集』と誤記されていたので、御目録の清書・中書ともに崔東洲集と書き改めさせる。

六月二十二日、御小納戸の新見七右衛門の御用で二丸に参上。『諸記録抄出』百二十二冊が誰から誰が受け取ったか尋ねられる。同日、宝曆四年（二七五四）十一月九日に「水戸殿」（水戸藩主徳

川宗翰)から献上された旨等を回答(書物方年代記)。

翌二十三日、再び新見七右衛門の御用で二丸に参上したところ、二丸に宝曆四年に水戸殿から献上された『諸記録抄出』の「豎目録」があるので、同書に添えて書物方で保存するようにとのこと。受け取って日記筆筒に当分入れて置く。

宝曆十一年辛巳(一七六一)七月から十二月まで

【第六十一冊目】

(七月) 大岡五平次(八月) 服部金左衛門(九月) 本郷与三右衛門(十月) 中根伝左衛門(十一月) 深見新兵衛(十二月) 大岡五平次

【七月】

二日 (深見新兵衛) 妻病死

忌 二十日 七月十一日より同二十一日迄

服 九十日 七月三日より十月三日迄

三日 昨夜五平次宅え三枝帯刀・石河玄蕃より連名にて来状(中略)

大御所様御道具之内預り之御道具有之候は、委細書付御差出可有之候。尤御預り之品無之候は、其訳相認可差出之由被申越候由(下略)

大御所様御道具之内拙者共御預り之御道具曾て無御座候 以上

七月三日 御書物奉行

五日 性理会通 四十冊

金左衛門(服部金左衛門)・拙者(中根伝左衛門)致吟味候処

三冊目 十八・十九之間ト手込

四冊目 十一・十二ノ間ト手込

廿一冊目 十丁目落

廿四冊目 十丁目落

廿五冊目 十六・十七ノ間に廿五丁目ト手込

目ト手込

三十一冊目 十九・二十二枚落丁

三十八冊目 造化之所七丁目落

六日 宮原安兵衛妻 産後病気に罷在候処

(昨朝病死)

七月二日に書物奉行深見新兵衛の妻の病死、六日に同心宮原安兵衛の妻の病死の記事あり。

七月二日夜、大岡五平次の自宅に三枝帯刀と石河玄蕃(共に目付)連名の書状到来。内容は、御蔵に故大御所(家重)から預かった「御道具」

(刀剣類か)があるならば、その詳細を文書にして差し出すように、というものだった。翌日、書物方が預かっている「御道具」は皆無の旨、回答。

七月五日には、五月十二日に取り決められた漢籍の落丁・綴じ違い調査の様子が記されている。

『性理会通』(明の鍾人傑編)四十冊を服部金左衛門と中根伝左衛門が調査した結果が記されている。

【八月】

十四日 国絵図之内美濃・参河大破有之 為繕差置候

差置候

二十日 十八日 山中伝五郎より来書 申越候

は「延享之節寺社領御朱印入候御長持御預り幾棹有之候哉 書付明後廿日四時頃御城え持参候様申来候

(中略)

右に付書付左之通相認 金左衛門持参

伝五郎対談相渡候処 承知之旨に御座候

(中略)

延享年中寺社領御朱印入候御長持四棹御蔵に御座候

去辰七月二十三日 万石寺棹可差出之旨左衛門殿被仰渡候間 御渡申候 今度も被仰渡無御座候ては難差出候 以上

八月二十日 御書物奉行

八月十四日、国絵図(元禄の国絵図)のうち、美濃と三河の図が大破していたので、修復させる。

八月十八日、表右筆組頭の山中伝五郎(広英)から、「延享之節寺社領御朱印入候御長持」が幾棹有るか手紙で問い合わせあり。二十日に四棹が御蔵に有る旨を文書にして届ける。

八月二十一日、立石伝八郎の小普請入り願を、本郷与三右衛門が月番の若年寄松平撰津守(忠恒)宅に持参(十二月十六日に願の通り小普請入り)。同日、山中伝五郎から「延享之節寺社領御朱印写入

御長持「四棹を渡すよう来書（八月二十三日、山中に四棹を渡す。十二月五日に返納。）」

【九月】

七日、山中伝五郎から問い合わせあり。

享保之度

領地 寺社 堂上方

右御判物御朱印入候御長持 誰殿封印

にて御座候哉

九月 山中伝五郎

九月十日、左の通り文書で回答。

覚

享保御朱印写

寺社領

壹万石以上

堂上方

御門跡方

御比丘尼方

右都合六棹 享保四年九月 朽木民部

少輔・土井伊予守封印にて請取之 宝

曆九卯年七月 西尾隠岐守殿御封印に

改候

延享御朱印写

堂上方

御門跡方

御比丘尼方

右寛延二巳年 井上遠江守封印にて請

取之

九月

御書物奉行

この間、九月八日に次のような記事あり。大雨のため御蔵の中にまで雨が漏り、御朱印を入れた長持の上にも、桐油（防水用の桐油紙）が懸けられたのである。

八日 夜中大雨（中略）新御蔵にも新漏四五

ヶ所有之候に付 御長持御たんす外え

片付重ね置候 但巷ヶ所漏強く二階下

御朱印御長持之上え漏候間 桐油懸け

置候旨申聞候

九月十二日の会集（奉行全員の会議）の議題の一つは、最近の病欠者多さ。

十二日（今日、同役中会集、諸事申談）

支配之者当時病人多候に付 病人出勤

候迄当分兩人勤に致度趣相願候間 今

日会集にて同役中相談之上 相願候通

明日より兩人勤に仕候様久左衛門え申

渡候 但十五年以前風邪流行御人少之

節兩人勤に為致候例也 世話役又四郎

足痛不罷出候間 久左衛門へ申渡候

右に付同心中御台所も定式三人に罷成

候迄は 明日より兩人分相廻し候様に

御賄所え書付 椀方甚八え遣之候

書物同心たちから、病欠者が多いので通常は三

人勤務のところ、明日から当分「兩人勤」（二人勤務）にしてほしいという願いが出され、奉行一同協議の上、これを認めたのである。十五年前に風邪が流行した際にも同様の前例があるという。同心の世話役の小沢又四郎は「足痛」で欠勤。杉村久左衛門が又四郎の代わりを務めた。これに伴って明日から食事も一人前減る旨を賄所に通知した。

【十月】

朔日 陽山顧氏文房十五冊 以前修補之節如

何いたし候哉 外題に巻之次第只今迄

無之候 尤序目等無之に付難記候 若

不相揃候節何れ之巻見へす候儀難申候

に付 此節説郭之目錄に准し 八巻以

上は宋元迄之著述 九巻以下は明人之

著述致分別 題に巻之次第記候 追て

類本出候は、尚又改可申候

十六日 御目付鶴殿十郎左衛門・曲淵勝次郎よ

り壱岐守殿え仰渡候由 支配同心妻之

内 去辰三月より以後出生之乳有之者

有之候は、御乳持に可被召出旨 吟

味之上別紙案文之通書付相認め 尤無

之候共有無之書付相認（下略）

十月朔日、「陽山顧氏文房」は、外題に巻数が無く、序も目次も無いので全十五冊の構成が分かりにくい。そこでとりあえず八巻までは宋元までの著述、九巻以下は明代の著述として、外題に巻数を補記することとする。

十月十六日、目付から若年寄の水野吉岐守（忠見）に、支配同心の妻で去年の三月以降に出産して乳が出る者がいたら、「御乳持」（將軍の子女に乳を吞ませる役）に採用する旨通知あり。書物同心の妻に二名該当する者がいたが、病身や乳不足。翌日、適任者がいない旨を回答。

十一月二日、「左衛門尉殿」（老中の酒井左衛門尉忠寄）の御用で左の記録を差し出す（明和元年申十月十六日に下る）。

朝鮮人來朝記録 天和二年 五冊巻箱
水野右衛門大夫忠春献

十一月晦日、長らく病気の同心高橋市之丞から小普請入り願書が提出される。

宝曆十二年壬午（一七六二）正月から六月まで

【第六十二冊目】

（正月）服部金左衛門（二月）本郷与三右衛門
（三月）中根伝左衛門（四月）徳力藤八郎（閏四月）深見新兵衛（五月）服部金左衛門（六月）本郷与三右衛門

二月三日夜四つ時頃（午後十時頃）、書物奉行の大岡五平次が病死。翌四日、若年寄の酒井石見守（忠休）宅に、大岡五平次の願書等を差し出す。左の通り。

奉願候覚
高式百俵 大岡五平次

午五拾五歳

実子惣領
御目見未仕候 大岡伝五郎
午式拾四歳

（中略）

私儀正月上旬より傷寒相煩（中略）本復可仕跡に無御座候 依之家督之儀実子惣領伝五郎え被下置候様奉願候（下略）
宝曆十二年二月 大岡五平次印

深見新兵衛殿
服部金左衛門殿
本郷与三右衛門殿
中根伝左衛門殿

大岡伝五郎に、閏四月五日、願の通り家督が仰せ付けられた。

二月四日、酒井石見守（若年寄）に左の書付が差し出された。

大岡五平次病死に付 組同心御切米御扶持方請取手形裏印相除候 此段書替所え被相達候様 御勘定奉行え被仰渡可被下候 以上
二月四日 御書物奉行

また同日、目付の永井伊織に左の書付を提出。

大岡五平次病死に付 御門印鑑追て引

替可申間 此段蓮池・坂下・紅葉山下・御宝蔵四ヶ所御門え被仰渡可被下候
以上

奉行の死に伴い、配下の同心の切米扶持方（すなわち給料）請取手形への裏印の解除、江戸城内各門通行の印鑑の変更など、さまざまな事務手続きが行われたのである。

二月十二日、小納戸頭取の大屋遠江守（明薫）の御用で陰時計の間に参上。新部屋で大屋と対談。「津速秘書」と「品字箋」を差し上げるようにとのこと。小納戸は將軍の身近に仕える役職で、書物を請求したのは將軍家治であらう。

翌十三日、「品字箋」は御蔵に所蔵してない旨を大屋に報告し、「上げ目録」を添えて、「津速秘書」二百四十冊のみを上げる（閏四月十九日に下る）。「津速秘書」は明の毛晋が編纂した叢書。

『品字箋』は清の虞徳升撰の字典。『品字箋』が御蔵に所蔵されていないことについて同心の杉村久左衛門が語った内容が、十八日の日記に書きとめられている（左掲）。それによれば、延享元年（二七四四）に長崎から取り寄せる書物リストに入っていたのだが、入手できなかった由。

十八日（上略）久左衛門心覚罷在候由に付吟味仕候処 延享元年長崎より御取寄に可被成八部之内に有之品字箋と百川学海は不参 残り六部延享四年に御蔵え納候 依之品字箋御蔵に無之に決候（百川学海はその後入庫）

三月四日、小普請松平藤九郎支配・徳力藤八郎が書物奉行を拜命。徳力は高二百俵で、うち足高五十俵。ほかに役扶持として七人扶持。二十一日に、評定所で誓詞を仰せ付けられる。

【閏四月】

三月二日に御蔵の修復に関する記述として、詰番の書物奉行の服部金左衛門から当番目付に左のような要請あり。翌三日から運搬役の黒鍬の者を毎日十五人出してほしいというのだ。運搬作業は八日に終了した。

二日

黒鍬之者 拾五人

御書物蔵御修覆に付御道具移替候間
右御人 明三日五時過より移替相済候
迄毎日罷出候様に被仰渡可被下候

閏四月八日から御蔵三棟の修復に取りかかるので、書物方の会所（執務室）を前日の七日から東御蔵に移す。

閏四月十七日、同心の高橋市之丞が病気のため願の通り小普請入りを許される。

閏四月二十一日、『容斎随筆』（宋の洪邁撰。明刊）十四冊を御用につき差し上げる（六月八日に下る）。

閏四月二十六日、林大学頭（信言）の蔵書から『今献彙言』（明の高鳴鳳編の叢書。明刊）を借りて御蔵の蔵本と校合する。これは御蔵に同書が二部あるが、いずれも序を欠き編集に疑問の点があるから。その経緯が左のように記されている。

（林大学頭の『今献彙言』八冊は、七月二十八日に返納）。

二十六日

御文庫類書之内 今献彙言二部共に序無御座編集紛敷相見へ候間 林大学頭
え所持否之儀承合候処 致所持候由一昨日申来候に付 今昼治助に黒鍬相添遣候処 内外集共に八冊被相越候間
見合之内拙者（「深見新兵衛」一番箱に入置候

【五月】

二十八日

一樟脳

百三斤

右宝暦九卯年迄九拾五斤請取候得共
全体不足之処 又々辰（宝暦十年）四月迄に御書物千八百冊程相増候間 辰
六月樟脳五斤相増百斤請取候 然所又々辰十二月より去巳年（宝暦十一年）迄に御書物七百冊余相増候に付 此度樟脳三斤相増（七百冊とはいえ各帙入で大冊もあり千冊余に相当するから）其上当前粘気深く湿を含有之候 猶又新敷御箱出来入合候は 樟脳倍し入候事に御座候 惣て御書物新敷当分は樟脳気随分強く致来候 依之三斤増請取申度段申上候 以上

午五月

御書物奉行

右は奉行の服部金左衛門から勘定所に差し出した書付である。御蔵の蔵書の増加に伴って、防虫用の樟脳の量を百三斤に増やしてほしいと述べて

いる。量だけでなく、支給される樟脳が湿つていて湿気が書物に移り書物に色が付くのも、書物方では問題になっていた。十分に乾燥した樟脳を要求する記述も他の箇所に見られる。

六月十日、側衆の田沼主殿頭（意次）が御用の旨目付から通知があり、奥新部屋に参上。左の書物を新規にお預けになる（御蔵の蔵書とする）旨

例案全集	八套	八十冊
全唐詩鈔	四套	三十二冊
律賦彙鈔	一套	六冊
雙溪倡和詩	一套	二冊
觀象玩占	二套	二十冊
御製律曆淵源	十二套	百二十冊
禹貢錐指	一套	八冊
大清律例	二套	二十冊
都合式百八拾八冊	三拾壹套	

六月二十六日、大屋遠江守から『統説郭』五十六冊を差出すべき旨。翌二十七日に上げる（宝暦十三年八月二十三日に下る）。

宝暦十二年壬午（一七六二）七月から十二月まで

【第六十三冊目】

（七月）中根伝左衛門（八月）徳力藤八郎（九月）深見新兵衛（十月）服部金左衛門（十一月）本郷与三右衛門（十二月）中根伝左衛門

七月十二日、服部金左衛門・徳力藤八郎が左を

持参して、黒書院で奥右筆の井上三郎兵衛（頼功）と佐野郷藏（昌頭）に渡す。御用が済み、八つ時（午後二時頃）前に服部・徳力兩人が井上と佐野から受け取る。

御法令 一箱 鍵共
御条目
但鍵包元印但馬守殿
享保四年御朱印御長持 六棹 鍵共
但錠前元印隠岐守殿

七月二十二日の日記に左の記事あり。

二十二日 今朝会所え新兵衛早く罷出候所 縁に獸之吐逆夥敷有之 打寄致吟味候処 猫にて可有之由申候 下番所え近來ケ様之儀も有之候哉と久左衛門承合候処 終に左様之儀不承候由申候 拙者（深見新兵衛）廿九年相勤候内 遂に無之儀に御座候

二十二日の朝、奉行の深見新兵衛が書物方の会所に出勤したところ、縁の所に猫のものと思われる大量の嘔吐物を発見した。同心の久左衛門に最近このようなことがあったかと尋ねると、承知していないとのこと。書物奉行を二十九年間務める深見にも、初めてのことだった。
八月二日、田沼主殿頭（意次）の御用ある由。中根伝左衛門が奥新部屋で田沼と対談し、印譜類のうちで然るべき物を明朝差し出すよう申し渡される。翌三日、左の書物を持参し、立伯（坊主衆）

を介して田沼に差し出す（三部とも八月二十八日に下り、返納）。

秦漢印統 八冊
印史 六冊
御小納戸御本
秋間戯録 十冊 一帙

八月八日、田沼主殿頭の御用で、左の書物を差し上げる（八月九日下る）。

江家次第 二十冊 菅入

九月は十七日から二十一日が雨で、とりわけ二十一日は雷を伴う大雨だった。このため左の三名宅で床上浸水（「床上迄水揚候」）。二十二日、月番の若年寄酒井石見守（忠休）に、彼らに特別休暇を与えたことを届ける。ちなみにこのような水害による休暇は「水休」と呼ばれていた。届は左の通り。

住宅根津元御下屋敷之内 小沢又四郎
同 断 杉村久左衛門
同 断 正地治助

右三人当月廿一日之出水 居宅床上迄水揚り申候に付 休之義申渡候 依之御届申上候 以上
九月 御書物奉行

十二月十八日朝、將軍家治に「御男子御誕生」

（後の徳川家墓。安永八年に十八歳で没）。

同日、同心石渡新左衛門の小普請入り願書（理由は眼病）を、本郷与三右衛門が月番の若年寄小出信濃守（英智）宅に持参する。

宝曆十三年癸未（一七六三）正月から六月まで【第六十四冊目】

（正月）徳力藤八郎（二月）深見新兵衛（三月）服部金左衛門（四月）本郷与三右衛門（五月）中根伝左衛門（六月）徳力藤八郎

【正月】

四日 昨夜より大雪にて深く積り候間 御蔵并会所廻り雪片付候様に黒鍬之者五人断 尤雪かき候道具持参候様御目付中え差出之 御徒目付村田平次郎受取之
十三日 昨十二日 大（太）田三郎兵衛・吉川式部少輔両御目付より来書（中略）
右は十六七歳より式拾歳迄之子共御奉公不勤部屋住之者有之候は、姓名歳付書出し候様にとの事也

正月三日夜から大雪、御蔵や会所の周囲に積もった雪を除去するために黒鍬の者を五名出してほしい旨を目付に申し出る。

正月十二日、目付から来書。書物方の十六、七歳から二十歳までの子息で、奉公せず部屋住みの者があれば、その姓名・年齢を申告すべしというもの。

五月四日、同心の石渡新左衛門に、願いの通り小普請入りが申し渡される(病気のため)
五月十二日、書物の移し替え作業始まる。
五月十六日、左の長持や箱等の「御道具」を新御蔵に移し替える

御朱印長持
奥表御右筆方長持
御納戸方長持
桜田日記半櫃
屋敷改御帳箱

右のうち「宝永三年四月十日御預成候奥御右筆長持三棹之内書棹」(宝永三年に御蔵に預けられた奥右筆の記録を収納した長持三棹のうちの二棹)の封印が朽ち損じ落ちてしまっていた。このため朽ちた封印を包み、「鑑引出し」に入れて置く。

宝暦十三年癸未(一七六三) 七月から十二月まで
【第六十五冊目】

(七月) 深見新兵衛(八月) 服部金左衛門(九月) 本郷与三右衛門(十月) 中根伝左衛門(十一月) 徳力藤八郎(十二月) 深見新兵衛

七月十二日、服部金左衛門の「杖断」(城内で杖を用いたいという届)が目付に差し出される。文面は左の通り。服部はこの年七十三歳。高齢のせいもあって「足痛」で、歩行に杖が必要だったのである。

御書物奉行

服部金左衛門
私儀足痛御座候に付 御城内杖用申
度奉存候 依之御断申上候 以上
未七月

七月十七日、母親が病気のため「看病断」を提出して看病休暇を取っていた同心の石川久次郎が、母親が快復したので、今日から出勤(その旨、十六日夜に小沢又四郎に届ける)。

七月二十日、元方御納戸で真書筆十五対を受け取る(真書筆は細字用の筆)。真書筆と朱墨については、二十四日に次のような記述も。

二十四日 真書筆・朱墨今日左之通取分け 残り包紙に添書いたし紙長持之ふんこ(文庫か)へ入置候

但去夏武備志御修復絵図等落丁書入候節 真書筆遣切候間 三对新兵衛より清大夫え申付 外にて百五拾銅に相調 間に合せ候間 此度右内三対 新兵衛方え請取申候 真書筆吉本 朱墨一挺朱硯箱に出し置候

去年の夏に『武備志』ほかの落丁を記録していた際に真書筆を使い切ってしまったので、(深見)新兵衛が外で三対(六本か)購入して間に合わせた。このため今回支給された真書筆のうちから三対を新兵衛に渡したということらしい。『武備志』は明の茅元儀の撰。歴代の武備に関する事実や論説を編集した書。

八月三日、撰津守(老中・松平撰津守忠恒)の御用で左を差し出すよう目付より来書あり。陰時計の間で、孫之丞(奥右筆組頭・清須孫之丞幸豊)に渡す(明和元年十月十六日下る)。

延享五年
朝鮮国え御返翰之写 一管
内 御返翰 一通
御別幅 三通

八月十日、やはり撰津守の御用で、左を持参し孫之丞に渡す(明和元年十月十六日下る)。

享保四年
朝鮮国え御返翰写 一枚 一管
御別幅 一枚 一管

朝鮮との外交文書が「御用」として御蔵から貸し出されたのは、翌年の明和元年(一七六四)に朝鮮通信使が江戸城を訪れ、家治に対面するためである。清須孫之丞はその担当者之一人。同人について、『寛政重修諸家譜』は「明和元年三月十五日朝鮮の信使来聘の事にあづかりて」時服や黄金を賜ったと記している。

同じく八月十日に左の記事あり。
御書物御修復代金差出 昨日相済候に付 今日於御納戸請取可申候処 御納戸組頭杉原八大夫・大屋四郎左衛門被申候は 去る午年は御書物百九拾七冊にて有之候 当年は百九拾五冊と有之

候て代金貳拾匁余多有之候は如何に有
之候哉之旨被申聞候間 明日委細書付
差出候様に申達候 依之明日詰番与三
右衛門え申達候

書物の修復代金の額について、(払方)納戸組
頭から、「今年は修復する本の冊数が百九十五冊
で、去年より二冊減っているのに、どうして修復
費用は銀二十匁余りも増えたのか」と質問が出た。

「どうやら書物方が提出した文書に「正式直段を
以」と記されていたのが御納戸組頭の不審を醸し
たらしい。修復冊数が減少したのに修復費用が増
えたのは、「正式直段」という語と矛盾するでは
ないか。書物方では、修復に用いられる各種の糸
や糊、細工人(職人)の賃金など、費用の細目を
作成し理解を求めている。御蔵の書物の修復費用
とはいえ、無駄な支出を抑えようとする納戸組頭
のチェックはなかなか厳しい。

十月十六日、目付の大田三郎兵衛(正房)・曲
淵勝次郎(景漸)から来書。内容は、書物方で
「御台所」の食事を給される人数ほかの問い合わ
せだった。奉行の深見新兵衛は左の通り回答した。
毎日、「御台所」から四人分(奉行一人分、同心
三人分)の昼食が給されていたことが分かる。
「二之間御台所」と「四之間御台所」の違いにつ
いては未考。

十六日 大田三郎兵衛・曲淵勝次郎より来書
定式御台所被下候人数承度 昼斗にて
候哉 御支配之内御台所被下候分有之
候哉 左候は、席井人数共に委細書付

申聞可有之旨也 依之左之通相認め返
書に差添遣之

覚

三之間御台所

奉行 吉人

四之間御台所

支配同心 三人

右毎日御書物感え御台所昼斗
相廻り申候 以上

御書物奉行

十月十六日 深見新兵衛

十二月十四日、同心の小沢又左衛門から「看病
断」が提出される。次男の看病のため。

宝暦十四年甲申(一七六四)正月から六月まで
【第六十六冊目】《六月二日改元 明和元年》

(正月) 服部金左衛門(二月) 本郷与三右衛門
(三月) 中根伝左衛門(四月) 徳力藤八郎(五
月) 深見新兵衛(六月) 服部金左衛門

正月十九日、奥新部屋で、田沼主殿頭の書付を
以て、左の書物を書物方に渡すので、十分吟味し
御用に立つ書物であれば御蔵に収蔵すべき旨を申
し渡される(「左之両品之御書物御渡被成候間
とくと吟味仕 御用に可相立書に候は、相納可申

旨被仰渡候)。御納戸で書物を受け取り、運搬す
るために黒鍬の者を五十人出してほしい旨、目付
の長崎半左衛門に申し入れる。五十人を揃えられ
ず、三十人の黒鍬が、釣台十四荷で二回に分けて
運搬し、西御蔵に収める。

皇明実録

欽定古今圖書集成

三十箱

正月二十六日、宝暦五年(一七五五)八月二十
三日に渋川図書が御蔵から拝借した『西洋暦経』
百二十冊(十二帙)を、このたび田沼主殿頭から
仰せ付けられた書物の吟味のため返納させたい旨
を若年寄の松平撰津守に申し入れる(二月十二
日に返納)。

二月九日、目付より来書。右近将監(老中・松
平右近将監武元)の御用につき、「権現様百回御
忌之節御書物并御日記之類」を奥右筆組頭の臼井
藤右衛門(房誠)に差出すべき旨。

二月十日朝、奉行の徳力藤八郎は「早出」して
左を藤右衛門に渡し、あわせて「右之外御日記類
は御蔵に無之旨」を告げる。

(明和二年九月二十一日下る)

日光山御宮百回御法会記録 六冊 一筥

諸向伺之書付 二包附

二月十二日 田沼主殿頭より『大清会典』が御
蔵にあるかどうか問い合わせがあり、左の通り回
答する。

大清会典 百四十一冊

右御蔵御座候 以上

二月十二日 徳力藤八郎

三月十一日、老中松平右近将監御用につき「権現様五十回御忌御法会御記録」を差出べき旨。御蔵に所蔵しないことを目付の永井伊織に告げる。「権現様」（家康）の法会に関する記録の請求は、翌明和二年四月に執り行われる百五十年忌の準備のためである。

三月十四日 徳力藤八郎が奥新部屋で田沼主殿頭と面談。田沼は「先達て之図書集成弥御留めに相成候段被仰渡候」。

三月十七日、目付の大田三郎兵衛と曲淵勝次郎より来書。その内容は左の通り。経費節減の一環として宝暦五年（一七五五）以来の「請取方」を文書にして二十四日までに提出せよというものであった（ただし筆墨紙の「請取方」については一両日中に）。

諸向御入用減少之儀 亥年（宝暦五年）

以来請取方書付相認 廿四日迄に両人

え差出候様に申来候 筆墨紙は一両日

中書付相認 差出候様申来候（下略）

三月十七日の暮れ頃、当番目付より徳力藤八郎に来書。右近将監（老中）御用につき「紅葉山八講御記録を明日の四つ時（午前十時頃）までに持参すべき旨」。

翌十八日、陰時計の間で、奥右筆の上村政次郎

（利安）と対談の上、左を渡す

（明和二酉年九月二十一日下る）

紅葉山八講御法会留 九冊一箱

紅葉山八講 論題十通

註記十冊 吉袋

三月十九日、先に目付の大田三郎兵衛らから提出するよう言われた「定式請取物之書付」（毎年受け取る物品のリスト）の案文を大田に見せたところ、（経費削減の趣旨に叶うよう）もうすこし減少した数量を記すよう指示があった（「定式請取物之書付 大田三郎兵衛致対談相渡候処 此度定式減少いたし候様被仰出候故 致減少書付出候様にと被申被返候」）

三月二十二日、大田の指示で減少した書付を目付の曲淵勝次郎に提出したところ、さらに減少が必要だと差し戻された（「今少減少仕候様被申聞右書付相返し候」。加えて宝暦五年以来、臨時に受け取った物についても文書にして提出するよう言われる（「且又亥年以來臨時請取候品も書付指出候様に申聞候」）

三月二十三日、目付の曲淵勝次郎と長崎半左衛門より来書。右京大夫（老中・松平右京大夫輝高）御用につき「琉球人参府」の記録があれば差出すようにとのこと。左を差し上げる。

（明和二酉年四月九日下る）

琉球往来 三冊

三月二十四日、「減少物書付」を曲淵勝次郎と

対談の上、差し出す。いくつか質問されたのち、とりあえず受理される。筆墨についてはさらに詳細に尋ねられる（「少々尋も有之 先請取可申由にて請取被申候 兎角筆墨之事了簡仕候様に被申聞候処 段々申談候て筆は承知に候得共 墨之処とくと考見候様に被申候 其外美濃紙・仙花等之事色々尋被申候間 承知仕候 同役共談事可申段申候事」。差し出した書付は左の通り）。

請取減少物書付

不時御用之節請取物書付

宝暦五亥年以來臨時差出仕候書付一通

五月十五日、会集の際に相談し、来月差し出す「定式請取物」では、今回減少の訳を朱書にした

下書と「臨時請取物」の下書を目付の大田三郎兵衛に見せたところ、検討してみると言ってこれを受け取った。「臨時請取物」は、「図書集成」「皇明実録」が御蔵に収蔵されることになったのに伴う物である。

五月二十二日、去る十八日に徳力藤八郎が田沼主殿頭と面談した際に、「古今図書集成」の絵図の部分抜き出し差し上げるよう仰せ付けられる。

五月二十五日、先達て差し上げた左の二棹を、表右筆組頭の赤堀平右衛門立合の下、封印を改めて受け取り新御蔵に収める。

延享三年

万石以上御朱印写入御長持 吉棹

宝暦十四年

同 御長持 吉棹

五月二十七日、先達て田沼主殿頭から申し付けられた『古今圖書集成』の「繪図之分」を持参し、新部屋で主殿頭に面会し差し出す。

(明和九辰年七月十六日下る)

圖書集成 一管

繪図之分

礼儀典 十二冊

楽律典 十九冊

神異典 三冊

山川典 五十六冊

考工典 五十冊

戎政典 二十一冊

草木典 百八十二冊

(明和九辰年七月十六日下る)

圖書集成 一管

繪図之分

辺裔典 二十七冊

芸術典 十冊

禽虫典 百三冊

二管合四百八十三冊 鑑二つ

六月十日、「御朱印御長持」を受け取り新御蔵に収める。

宝暦度

堂上方御門跡御比丘尼方御朱印御

長持 吉棹

寺社領御朱印御長持 五棹

右御長持右京大夫殿被仰渡候由 赤堀
平右衛門申聞相渡候に付請取 新御蔵
へ納置申候

明和元年甲申(一七六四) 七月から閏十二月まで

【第六十七冊目】

(七月) 本郷与三右衛門(八月) 中根伝左衛門

(九月) 徳力藤八郎(十月) 深見新兵衛(十一

月) 服部金左衛門(十二月) 本郷与三右衛門

(閏十二月) 中根伝左衛門

七月五日、深見新兵衛(書物奉行 高二百石

七十四歳)の「嫡孫承祖願」(嫡孫に家督を譲り

たい旨の願書)を撰津守(若年寄・松平撰津守忠

恒)に差し出す。七月八日に願の通り承認される。

新兵衛の息子深見長左衛門(大番森川下総守組)

は、大坂在番中の六月、三十七歳で死亡。このた

め孫の直之助(十七歳)に家督を譲ることを出願

した。

【八月】

十一日 福嶋弥七郎妻 産後病身に付乳不足に

有之候 若御乳持御尋之節も難差出旨

之御届書 久左衛門迄差出候段申聞候

十六日 昨日被申送候周防守殿被仰下候御髪置

記 寛永廿年一冊 今日御殿え為持出

清須孫之丞え相渡(下略)

(明和六丑年七月九日下る)

御髪置記 寛永廿年 一冊

八月十一日、同心の福嶋弥七郎の妻が産後病身で乳の出が悪い。このため「御乳持」(將軍の子女に乳を差し上げる役)に召されても務まらぬ旨、弥七郎から届が出された。

八月十五日、周防守(老中・松平周防守康福)から寛永二十年(一六四三)の『御髪置記』一冊の請求があり、翌十六日、持参して奥右筆組頭の清須孫之丞に渡す。將軍家治の長男竹千代(家基)の髪置祝が十一月に行われるので、その参考資料として『御髪置記』を用いたのであろう。

九月十日、予てから巻数等が疑わしい書物を、目録と照らし合わせて調査する。

十月十六日、本年(宝暦十四年=明和元年)の朝鮮通信使にかかわる左の記録が新規にお預けになる(御蔵に収納される)。

宝暦十四年

朝鮮書翰 一枚

同 別幅 一枚

御返翰写 一枚

御別幅写 一枚

十一月四日、蘇鉄の間で、若君(竹千代=家基)の「御髪置御祝儀」あり。

十一月八日、『古今圖書集成』の目録ならびに

外題の張紙を書くよう清大夫（同心・川出清大夫）に申し渡す。

十一月十二日、小沢又四郎（同心・世話役）が老衰と病で歩行も出来ないほど（「当春より相煩老衰仕一向歩行難仕候」）なので、悴の勝五郎に名跡を下され直ちに相務めさせたい旨の願書を出す。受理。

十二月十三日、徳力藤八郎から、家に病人があるので当分出勤できないので「順助」を頼みたい旨。同役（書物奉行）に申し達す。

十二月六日、『古今図書集成』の箱の張札を川出清大夫が張る。

十二月二十一日、『古今図書集成』の目録の清書が三種完成し、川出清大夫が差し出す。日記の記述は左の通り。

図書集成目録 清書三通り出来に付
清大夫罷出差出之候 一見いたし候処
相違も無御座候 各様御順覧可被成候

閏十二月八日、続御目録の下書が和漢書合わせて一冊だったところ、新規御預けの書物が増え、紛らわしくなったので、先日、川出清大夫に和漢二冊にするよう申し付けた。その二冊が出来上がったので、これを「御目録箱」に収めた。

閏十二月九日、福嶋弥七郎の実母の病状がこの一両日重篤で目が離せない由。福嶋から看病断が差し出される。

閏十二月十一日、小沢又四郎に永年勤続の「御褒美」が、ならびに同人が退職したあとに小沢勝五郎が抱えられる。左の通り。

小沢又四郎
右は数年相勤候為御褒美 銀五枚被下
之 御暇申渡候

高式拾俵
式人扶持 小沢勝五郎
右御書物同心明跡え御抱入申渡候

閏十二月十七日、川出清大夫（書物同心）に、「御書物目録等」清書の労を賞して金一両の「御褒美」が下される。

今日川出清大夫呼出し候て 昨日摂津
守殿御渡被成候御書付を以 御褒美金
壹両被下置候旨申渡之（下略）

袖書 御書物奉行え
御書物同心
金壹両 川出清大夫

右今度御書物目録等相認骨折候に付
御褒美書面之通被下候間 其段可被申
渡候 被下金は御納戸頭相談可被請取
候 尤先格之通御礼廻り之儀は月番
（中根）伝左衛門方え斗罷越 外同役
中えは相廻り不申候

明和二年乙酉（一七六五）正月から六月まで

【第六十八冊目】

（正月）徳力藤八郎（二月）深見新兵衛（三月）

服部金左衛門（四月）本郷与三右衛門（五月）
中根伝左衛門（六月）徳力藤八郎

正月十五日、同心の杉村久左衛門と和合佐太郎を、小沢又四郎と杉山平左衛門の後任の世話役に任命する。

二月七日、田沼主殿頭より御蔵に「庶物類纂」が所蔵されているか、大部の書か問い合わせあり。二長持（長持二棹）程の冊数で、御蔵にある旨回答。

二月八日、田沼主殿頭の御用で新部屋で対面。しばらく御用のため「庶物類纂」を白須甲斐守（名は政賢、小性組番頭格式）に差し出すべき旨。二月九日、「庶物類纂」のうち、左を「御紋付御長持」に入れ、奥坊主の宗務に渡す。

木属十五冊・果属十九冊・花属十五冊
冊・同十五冊・草属十五冊・同十五冊
冊・竹属十八冊・穀属十五冊・穀属十五冊
十五冊・穀菽属十冊・蔬属十五冊・同十六冊
同十七冊・同十五冊・同十冊
蕨菌属十冊・水菜ノ海菜属七冊（以上三十三管のうち十六管）

二月十二日、川出清大夫と小沢又左衛門の「類焼御届」（住居が類焼した旨の届）を差し出す。

御書物同心
小石川元鷹匠町
川出清大夫

同

小石川三百坂下

小沢又左衛門

右兩人昨十一日 小石川御簞笥町

辺より之出火にて居宅不残類焼仕

候間 御届申上候 以上

二月十二日 御書物奉行

右に付兩人当夏御借米取越為請取

申度 伝左衛門御勘定所え罷越

川口久三郎(勘定組頭) え申談候

処 成程相成候義に有之候(下略)

住居が類焼し困窮しているので、夏の切米を兩人に前払いしてもらいたい旨、奉行の中根伝左衛門から勘定組頭に申し入れる。

三月十四日、小沢勝五郎より昨日(杉村) 久左衛門方に「産穢届書」を提出(昨朝妻が男子出産)(二月十九日に産穢明け)

三月二十四日、服部金左衛門、「持病之逆上頭痛強」、明日の詰番を務められないので、当分の間「順助」を申し合わせる(四月五日から出勤)

四月九日、目付より来書。撰津守(若年寄・松平撰津守忠恒)の御用で奥右筆の長坂忠七郎(高美)と対談。長坂から「宝曆之新曆に付書き物等御藏え納り候儀は無之候哉」撰津守から下問の旨。

(四月十日に「御藏え納り不申候段」回答)

四月二十三日朝、本郷与三右衛門、酒井石見守忠休(若年寄)の「対客」に参上。同心五人の明き跡に「御入人」(人の配属)の願書を差出す。

同日、小沢勝五郎から父親の「看病断」が(杉村久左衛門に)差し出された由。理由は父親の「病氣難見放候に付」。

五月二十七日、土田清助が書物奉行を拜命。

二十七日 今日左之通 同役被仰付候

評定所儒者より

高三百俵

土田清助 西五十九

六月二日、左の伺書を清須孫之丞(奥右筆組頭)に渡す。「御朱印写入御長持」の風干(虫干し)についての伺い。

享保年中御朱印写入御長持 三四年ヶ年に忝度つゝ御風干仕 延享宝曆御朱印写入御長持は御沙汰無御座候 先年より順送りに御風干仕候様奉存候間

外は相止め 宝曆御朱印写入御長持斗来戌年より三四年に一度つゝ御風干相伺可申哉奉伺候 以上

六月二日

御書物奉行

六月八日、書物同心五人の「明跡」に小普請組から左の五人が拜命。

小普請組

松平頼母組

田畑権次郎

設楽善左衛門組

福谷善次郎

土岐大学組

亀井伝次郎

市橋大膳組

荒川庄之助

堀 三六郎組

早川孫太郎

六月九日、今朝、田畑権次郎・荒川庄之助・亀井伝次郎の三人が、小普請頭の手紙を持って徳力藤八郎方に参上。徳力から世話役月番杉村久左衛門宅に行き諸事指図を受けるよう申し渡す(残り二人はまだ参上せず)。

六月十一日朝、田畑権次郎・福谷善次郎・亀井伝次郎・荒川庄之助・早川孫太郎に、月番の奉行徳力藤八郎宅で誓詞を申し付ける。世話役の(杉村)久左衛門と(川出)清大夫も同伴。

六月十二日、「御朱印入御長持」の風干につき伺。六月十八日、伺の通りに仕るべき旨、信濃守(若年寄・小出信濃守英智)より仰せ付けらる。

十二日

寛文以来正徳迄之御朱印写入御長持は御沙汰に不及 享保年中御預御長持斗三四年に忝度つゝ御風干相伺可申旨

享保廿卯年西尾隠岐守殿(若年寄)被仰渡旨 蜷川八右衛門(親和 奥右筆組頭) 申聞候に付 去宝曆十二年迄 申上御風干有之候 然処当年又々御風干相伺候年数に罷成候 依之向後享保

延享之御長持は差置 宝曆之御朱印写入御長持斗当四年より三四年に忝度つゝ御風入相伺可申哉奉伺候 以上

六月

御書物奉行

六月二十四日、昨日、目付の松平縫殿頭（忠香）より来書。『御条目御法令』を、延享三寅年から三、四年に一度ずつ伺うように命じたのは誰かとの問い。本多中務大輔（忠良 当時の老中）である旨、回答。

明和二年乙酉（一七六五）七月から十二月まで

【第六十九冊目】

（七月）土田清助（八月）本郷与三右衛門（九月）中根伝左衛門（十月）徳力藤八郎（十一月）土田清助（十二月）本郷与三右衛門

七月十日、『御条目御法令』一箱を今日風干のため清須孫之丞（奥右筆組頭）に渡す。八つ過ぎ（午後二時過ぎ）の風干が終わり、清須孫之丞から受け取り、御蔵に収める。

七月二十五日、永年勤務の杉村久左衛門の勤務を軽減し、（又四郎と同格として）詰番の月番を免じ「会集」の日だけ出勤とする。記述は左の通り。

二十五日 杉村久左衛門数年相勤候に付 致用捨又四郎格を以 詰番月番不及相勤 会集斗罷出候様申渡候

七月二十七日、払方納戸で、出雲寺に支払う書物修復代金の三両八匁九分を受け取る。

八月五日、同心の石川久次郎の「水休届」を差し出す。左の通り。（石川久次郎は八月四日から

十八日まで「水休」）

住宅本所三笠町

御書物同心

石川久次郎

右当月三日之出水 居宅床上迄水揚り

申候に付 休之儀申渡候 依之御届申

上候 以上

詰番

中根伝左衛門

八月十七日、屋敷改御帳箱を屋敷改の神谷与市郎・内藤伝左衛門の兩人に渡す（二十一日に返納屋敷改御帳箱を屋敷改に渡すのは例年のこと）。

九月十二日、左を白須甲斐守（小性組番頭格式）に差し出す。奥坊主の如春が箱数を改め受け取る。（明和三戌年九月三日下る）

庶物類纂

三十三箇之内十七箱

（虫属十五冊・同十五冊・同十五冊・

鱗介属十冊・蛇属十七冊・羽毛属十七冊・石属十五冊・同十六冊・石金属十一冊・金属十五冊・水属十四冊・水土属十三冊・火属十二冊・玉属十一冊・造醸属十冊・増補庶物類纂二十九冊）

右御紋付御長持に入 奥坊主如春え相渡之

同日、二月九日に差し上げた『庶物類纂』（三十三箇のうち十六箱）を白須甲斐守から受け取る。受け取りの際に奥坊主の如春が箱数を改め、受け取った書物は東御蔵に収める。

十月七日、田沼主殿頭御用につき参上。左の書物を新規御預けにつき、御蔵に収納するように仰せ付けられる。当分西御蔵に入れ置く。

三朝実録

壹部

但式拾帙

本数百六拾冊

工程做法

壹部

但六帙

本数七拾六冊

十月八日、昨日田沼主殿頭仰せの『西洋曆経』（百二十冊・十二帙）を伊藤志摩守（小納戸頭取）に渡すことに。しかし長持の錠前が不具合だったので、入替て九日に陰時計で伊藤志摩守に渡す（明和八卯年五月二十五日下る）。この件につき、左のような記事あり。『西洋曆経』は御蔵から移され「御小納戸十二番御たんす（箆笥）」に収められたということが。

右御書物御小納戸十二番御たんす明候て右入替置申候 且又御小納戸十二番之御書物は御紋付御挟箱え当分入置申候 尤番付張目録等張置申候

十月二十七日、同心の足地治助の御暇願（病氣につき）ならびに同人悴富次郎御抱入れ願いを、由緒書を添えて、信濃守（若年寄・小出信濃守）の屋敷に徳力藤八郎持参。用人に差し出す。書物奉行連名の願書の文面は左の通り。

御書物同心
高式拾俵 桜田者 足地治助

武人扶持 西に年六拾六

悴

正地富次郎

西に年三拾三

右治助儀 享保九辰年正月 養父治助

跡式被下置 直に御書物同心被仰付

無懈怠出精相勤候処 当夏より病氣に

て難相勤候 依之右治助儀御暇申渡

先格之通跡抱仕度奉存候 左候得は治

助悴富次郎儀手跡も相認場所相心之者

御座候間 右明跡え御抱入仕度奉願候

以上

十月 (書物奉行五人連名)

十一月二日、正地富次郎が正地治助の明跡にその届を信濃守に差し出す(書物奉行連名)。

高式拾俵 正地富次郎

式人扶持

右は正地治助明跡え同高にて今度御抱入に仕候間申上候 以上

十一月五日、服部金左衛門(七十五歳)の「老衰に付御役御免之願書」・「遠慮閉門等無御座書付」・「同役中添願書」各一通を、月番若年寄の水野吉岐守方に本郷与三右衛門が持参する。三通の下書は左の通り。下書の文面に目付の修正が入ったことが朱で記されている。

袖に 御役御免奉願候書付

服部金左衛門

私儀老衰仕耳遠歩行不自由罷成 取続

御奉公可相勤跡に無御座候 依之御役

御免被成下候様奉願候 以上

明和二酉年十一月 服部金左衛門

小出信濃守殿

松平撰津守殿

水野吉岐守殿

酒井石見守殿

(いづれも若年寄)

右程村豎紙上包美濃紙折かけ上

書同前

糊入半切紙認 袖に 服部金左衛門

私儀御加恩無御座候 遠慮閉門逼塞并

遠国之御奉公御断申上候儀無御座候

以上

(朱) 右書付に逼塞之二字旧例にて

認不申候処 御目付内藤主税より金

左衛門宅へ右之二字書入差出候様に

申来る

西十一月 服部金左衛門

袖に 御褒美願 御書物奉行

御書物奉行

服部金左衛門

西歳七拾五

右金左衛門義 寛延三年表御右筆よ

り御書物奉行被仰付 当年迄十六年相

勤申候処 老衰仕耳遠歩行不自由罷成

取続御奉公可相勤跡に無御座候に付

御役御免被下候様に奉願候 七拾余迄

御役相勤候儀に御座候間 相心之御褒

美被下置候様 同役一同奉願候 以上

本郷与三右衛門

西十一月 中根伝左衛門

徳力藤八郎

土田清助

右糊入半切紙認

十一月七日、服部金左衛門に「老衰御褒美」が下される。

(本郷) 与三右衛門御殿え罷出候所

御右筆部屋於御縁類 御老中御列座

周防守殿(老中・松平周防守康福)左

之通被仰渡候 但若年寄衆侍座

金式枚

服部金左衛門

右は老衰に付 願之通御役御免被遊小

普請入 年寄候迄相勤候に付為御褒美

被下之

右に付為御礼与三右衛門儀御老中若年

寄衆相廻り候

十二月七日、長谷川主馬（安卿）が書物奉行を拜命。

小普請組松平藤九郎支配より
高百五拾俵 長谷川主馬
西に四拾七歳

以後、十二月九日に「誓詞願」「御証文願」を酒井石見守（忠休 若年寄）に差し出し、十二月十九日に初出勤。高は足高五十俵を加えて二百俵。ほかに役扶持七人扶持。

明和三年丙戌（一七六六）正月から六月まで
【第七十冊目】

（正月）中根伝左衛門（二月）徳力藤八郎（三月）土田清助（四月）長谷川主馬（五月）本郷与三右衛門（六月）中根伝左衛門

正月十日、本郷与三右衛門と中根伝左衛門のそれぞれに目付の松平庄九郎・石河玄蕃より来書。内容は左の通り。正月十二日に回答の書付を石河玄蕃に渡す。

部屋住にて御切米頂戴仕罷在候者之子
共 拾五六歳より廿七八歳迄之惣領有
之候哉 姓名歳付書出候様に申来候

正月二十三日、御蔵に通う道の「雪かき」をしてほしい旨を目付に申し入れる。正月二十七日、目付の松平庄九郎・松平縫殿頭より来書。「定式

臨時請取物差出之儀」につき左のように通知あり。

定式并臨時請取物 先達て減高之通以
来御請取可有之候 且定式并臨時請取
物書面被差上候節 減遣替等之訳被差
出候処 以来右減遣替等之訳被書入候
に不及候 依之申達候

松平縫殿頭
松平庄九郎
正月廿七日
御書物奉行中

二月十六日、御蔵廻りの積雪が深いので（除雪作業のために）黒鉄の者を三人派遣してほしい旨の書付を出す。徒目付の浅井平七が受け取る。

三月九日、伊藤志摩守（小納戸頭取）の御用で陰土圭の間に参上。「暦元詳議」が御蔵に所蔵されているかどうか尋ねられる。御蔵の目録を調べたところ未載。その旨十一日に志摩守に申し上げる。

四月二十二日、昨日、長谷川主馬息女病死。酒井石見守に左の通り届書を差し出す。

御書物奉行
長谷川主馬
忌十日
病死娘
服三十日

五月二十日、「朝鮮書翰并御返翰」の校考。箱を開いて元の如く封印をする。

【六月】
二十三日 宝暦五亥年八月 渋川図書拝借之御書

物品々書付見せ給り候様にと此間申遣候処 拝借之御書物は無之段返書到来に付 不審に存 猶又其段再心同役連名を以申遣候処 以前拝借之御書物は佐々木文次郎拝借に相成候間 文次郎え可相渡旨撰津守殿被仰渡 去西十一月 文次郎え相渡候段書銘書付候て今日返書到来に付 請取候旨返書遣し 右之段与三右衛門方へ以書抜 右返書遣候 此段追て御相談に可及候

宝暦五年八月に渋川図書に貸し出した書物の書付（一覽）を見せるよう渋川に求めたところ、拝借した書物は手もとにない旨の回答あり。不審に思つて再度問い合わせたところ、拝借の書物は撰津守の指示で、去年（明和二酉年）十一月に佐々木文次郎に渡し、現在は佐々木が拝借している由の返書あり。

佐々木文次郎は、明和元年に幕府から補暦御用を拜命。宝暦十三年九月の日蝕予報に失敗した「宝暦」の修正に従事していた。

明和三年丙戌（一七六六）七月から十二月まで
【第七十一冊目】

（七月）徳力藤八郎（八月）土田清助（九月）長谷川主馬（十月）本郷与三右衛門（十一月）中根伝左衛門（十二月）徳力藤八郎

七月三日、当番目付から書付で書物同心の福谷善次郎を「大蔵御殿（田安）用部屋書役」に任ず

る旨、あわせて「勤候内 現米七石式人扶持之高」の段も。しかし福谷善次郎は病気休養中。十日、松平損津守（若年寄）に同人が「快気」したので「大蔵御用部屋書役」を申し渡した旨を届ける。

七月十三日、田沼主殿頭御用の旨、陰時計の間に参上。良伝から御蔵に「天地全図」があれば明朝差出すべき旨。目録を調べたところ右の外題の書物は無く、翌日その旨の書付を差し上げる。

七月二十日、昨夜より大雨。御蔵雨漏の箇所を吟味させたところ、東西御蔵のうち先に「漏」のあった所のほか、新たに「漏」の箇所多し。雨漏りある所の「御たんす」（書物箆筒か）を他の場所に移す（「外え取のけ差置候」。新御蔵では一箇所、「御たんす」の上に雨漏りが。これも「のけ置申候」（他に移した）。

七月二十一日、一昨十九日夜中より杉村久左衛門・小沢勝五郎・疋地富次郎住宅「床上迄水揚ヶ候由」（床上浸水）。今日右三人より水休届書を差し出す。杉村は「御書物同心世話役」。小沢と疋地は「御書物同心」。翌二十二日朝、長谷川主馬が水野吉岐守（名は忠見。若年寄）宅に三人に「水休」を与えた旨を届ける（「水休」は七月十九日から八月四日まで）。

七月二十三日朝、徳力藤八郎が田沼主殿頭宅に参上。「御蔵御書物御目録」改正何書と新規「御箆筒」請取願書を差出す。用人内藤奥右衛門が内意を伺ったところ承知の旨、即座に損津守（若年寄）方に参上。用人の河合専右衛門を以て伺う。承知の旨。登城し、陰土圭において立伯を以て損津守に右の四通を差し出す。

一 御書物蔵御目録

拾冊 大数黒（墨か）付 六百枚余
右享保十八年改正被仰付候 以後年々新規御預ケ御書物等有之 はりけし或は切ぬき又は書入等仕差置候に付 殊外見えわけかたく御座候に付 此度相改候義被仰付被下候様に仕度候

但右御目録は御用之節差上候御目録一通り 御蔵に差置候御目録共に二通り相仕立候儀に御座候得共 右申上候通り本書混雑仕候に付 先つ下書一通り相仕立 其上右清書式通り相仕立候儀に御座候

御箆筒并御長持之張紙大数六百五拾枚程御座候内 丑年以來數年に相成候間すれ損し或は切抜又は書入等仕置候分斗大数四百枚程可有之候哉と奉存候是又此節見苦敷分斗り張改候様に仕度候

右改正之儀被仰付候は、支配之者之内にて世話役寺人・筆役之者五人程掛り申付相改候様に仕度奉願候 以上
七月廿三日 御書物奉行

御書物

箆筒 拾六

桐春慶塗鉄金物錠鍵棒共に

右は近年新規御預ケ御書物御座候 只

今迄は御長持并有合之箱等に入込差置候処 御書物詰り過 すれ損し 且巻数等も紛敷御座候に付 銘々箱に仕可然品之分書面之通請取申度奉存候 細工人御蔵え差出し寸法等積り候様に被仰渡可被下候 以上
七月廿三日 御書物奉行

要約すると、享保十八年（一八三三）に御蔵の蔵書目録を改訂して以来、年々蔵書も増加したので、新たに蔵書目録を作成したい。書物箆筒や長持の張り紙が老朽化したので張り替えたい。

近年新規お預けになった書物を、あり合わせの長持や書物箱に入れてあるため、ぎゅうぎゅう詰めで書物が傷みやすい。箱を新調したいので細工人を御蔵に派遣して必要な寸法を測るようしてほしい。

七月二十八日、佐々木文次郎が拝借している書物の一覧が記されている。

儀象志	全部
同絵図	二冊
八線表	一冊
割円勾股八線表	一冊
八線互求法	一冊
曆算全書	全部
以上	

九月四日、本郷与三右衛門宅へ御目付中より来書。先達での「御書物目録改正」の件、何の通り仰せ付けられる旨。左の記述もあり、目録改訂の

作業に書物同心四人が従事するよう指示されたことが知られる。

伺之通被仰付候間 世話役寺人筆役三人都合四人相懸ケ可申旨被仰渡奉畏候 本郷与三右衛門

九月七日、目録改訂に必要な紙・筆・墨を撰津守（若年寄）に申請する。品は納戸頭を通して支給される。

袖書 御納戸頭え 御書物奉行

一 上厚程村紙 千七百枚

内千三百枚は御目録清書一通り相認候 四百枚は御筆筒御長持張紙相用候

一 美濃紙 六百五拾枚

右は御目録下書に相用候 但右両品之内書損有之 紙不足にも御座候は、其節追て可申上候

一 真書筆 但書対物 四拾五対

右筆吉冊に付三本つもり

一 墨 但大形 三挺

但右筆墨両品之内不足にも御座候は、追て其節可申上候

一 朱墨 小形 式挺

右は御目録并に張紙其外下書加筆印付等に相用申候

右は此度御目録改正御用に付請取申度奉存候 御納戸被仰渡可被下候 以上 九月七日 御書物奉行

十月朔日、『佩文齋書畫譜』（六十四冊一管八帙）を新部屋において白須甲斐守に目録共に渡す。十月十一日、奥御用につき、成嶋忠八郎、御蔵に來て書物を閲覧する（同様の記述数回あり）。

十二日 十三經註疏 二百一冊

二十一史 四百五十冊

万姓統譜 五十冊

蘭亭記 一卷

右四部之御書物

惇信院様（「家重」御代宝曆二申年十二月廿五日 当公方様（「家治」西丸

え被為入候節 被進に相成候旨 田沼

主殿頭殿被仰渡 御目録に被進と相記置申候 然処此度御目録改正被仰渡候に付 右四部之御書物只今迄之通被進

と相記置可申哉 被進之文字相除可申哉奉伺候 以上

十月十二日 御書物奉行

右の書物について従来の目録には「被進」（まいらせらる）と記されているが、改訂目録では「被進」の文字を削除すべきか伺う。この件について、『徳川実紀』宝曆二年十二月二十五日の条

に、「廿五日 御文庫の十三經註疏 二十一史。万姓統譜 石刻蘭亭序一軸 大納言殿（「家治」に進らせらる 是 有徳院殿（「吉宗」御遺命とぞ聞えし）」とある。『十三經註疏』ほか、家重から家治に贈られた書物だったことが分かる。

十一月十一日、左の四部の張紙を捨て、四部は此度の改訂目録から除くこととする。四部には、「御筆」（將軍吉宗の書き込みか）があり、「三十日伺」の対象外で「御文庫」（御蔵）には下げられることがないため。

享保四年亥七月四日上 本草綱目 三十八冊 四帙 同六年丑正月七日上 公事根源 三冊 同七年寅七月七日上 帝範 二冊

同 臣軌 二冊

右四部 三十日伺不及分之内也

此四部 御筆加り候故御本丸え参候に付 御文庫えは下ケ不申候由 磯野丹波守被申渡候

未閏六月六日（宝曆元年） 頼母 新兵衛

此度御書目録改正に付 右之張紙今日相談之上取捨 御目録も相除申候

同日、目録改訂の作業は当年は今日までとする。

それに伴って「四人分増御台所」(改訂作業に従事する四人分の食事の支給)もこの日までとなる。

十一月二十七日、杉村久左衛門「皆勤」につき、御褒美として銀五枚を渡す。

同日、杉村久左衛門の跡に杉村清兵衛を抱え入れる旨申し渡す。

十二月二十八日、書物同心杉山半次郎の悴杉山茂十郎を(福谷善次郎の)「明跡」に願の通り「仮御抱入」(仮採用)する。「仮御抱入」の間は十俵一人扶持を支給。

明和四年丁亥(一七六七) 正月から六月まで

【第七十二冊目】

(正月) 土田清助(二月) 長谷川主馬(三月) 青木文蔵(四月) 本郷与三右衛門(五月) 徳力藤八郎(六月) 土田清助

正月二十三日、「御目録御用」(目録改訂作業)に取りかかる。このため二十四日より「四之間四人分夕御台所定式之外に相増し 御用相濟候まで日々相廻し候様に御断」を差し出す。徒目付の猪口善十郎が受け取る。

正月二十四日、「御目録御用」のため黒鞆の者を明日から御用が相済むまで、六人ずつ差し出してほしい旨を目付中に差し出す。徒目付生駒藤次郎がこれを受け取る。

正月二十七日、中根伝左衛門が七十六歳で老衰につき、願書・書付など三通を、今朝、月番若年寄の松平損津守宅に持参。三通の内訳は、「御役御免奉願候書付 中根伝左衛門」「遠慮閉門等無

御座書付 同右」「御褒美願 御書物奉行連名」「御褒美願」は左の通り。

御書物奉行

中根伝左衛門 亥歳七十六

右伝左衛門儀 享保三戌年三月大御番松平志摩守殿組え御番入 同十一年正月西丸新御番杉浦弥市郎組え御番替

被仰付 四十老年相勤 宝曆八寅年正月 御書物奉行被仰付 当年迄十年相勤申候処 老衰仕耳遠歩行不自由罷成

取続御奉公可相勤躰に無御座候に付 御役御免被下候様に奉願候 七拾余歳迄御役相勤候儀に御座候間 相心之御褒美被下置候様一同に奉願候 以上

本郷与三右衛門 徳力藤八郎 土田清助 長谷川主馬

亥

正月廿七日

正月二十九日、中根伝左衛門の名代の本郷与三右衛門が御殿へ。右筆部屋の縁頬で、老中列座右京大夫(松平輝高)より仰せ渡される。若年寄衆侍座。

金式枚 中根伝左衛門 右は老衰に付 願之通御役御免被遊小普請入 年寄候迄相勤候に付 為御褒美被下之

その後、与三右衛門が、本丸・西丸の老中と若年寄にお礼廻り。

【二月】

二日

享保延享御朱印写入御長持都合十二棹 御蔵余席無之候に付 左之通相認 御用番信濃守殿え橋本喜八郎を以差出之 享保御朱印写入御長持 六棹 延享御朱印写入御長持 六棹

右御長持拾式棹 御先代御朱印写入御長持にて御座候 御書物蔵余席無御座(に付)寛延二巳年五月伺之上 御代々御朱印写入御長持之内 享保之度御朱印写入御長持斗残し置 寛文貞享正徳迄之御朱印写入御長持都合八棹 御目付中山五郎左衛門(時庸)え相渡平川口渡り御櫓え納置被申旨 同年六月被仰渡 私共封印仕相納置申候 然に去る申年 当御代御朱印写入御長持七棹御預けに罷成 又々御蔵余席無御座候に付 上規之通宝曆御朱印写入御長持斗相残し置 右享保延享御長持拾式棹平川口渡り御櫓之内え一所に相納置申度奉伺候 以上

二月二日 御書物奉行 右は、御蔵の収納スペースに余裕(「余席」)がないので、「享保御朱印写入御長持」と「延享御

朱印写入御長持」計十二棹を「平川口渡り御櫓」内に移動したい旨の願書。すでに寛延二年六月に「寛文貞享止徳迄之御朱印写入御長持」が同櫓に移されており、「享保延享御朱印写入御長持」が移されると、「宝曆御朱印写入御長持」だけとなる。

二月十日、明日御蔵から移動させる長持十二棹に左のように張紙をする。

享保御長持六棹之張紙

宝曆十二壬午年七月十二日 井上河

内守殿御封印にて請取候処 御蔵余

席無御座候に付 私共連印之以封印

包之 御櫓え相納む

明和四丁亥年二月 御書物奉行

延享御長持六棹之張紙

万石以上御朱印写入 壹棹

宝曆十四申年六月十一日 松平右

京大夫殿御封印にて請取候処 御

蔵余席無御座候に付 私共連印之

以封印包之 御櫓え相納む

(同 右)

堂上方御朱印写入 壹棹

寛延二巳年 井上遠江守殿封印に

て請取候処 御蔵余席無御座候に

付 私共連印之以封印包之相納む

(同 右)

寺社領御朱印写入 四棹

宝曆十一巳年 松平和泉守ノ戸田
采女正 封印にて請取候処(下略)

(同 右)

二月十六日、「評定所儒者 高百五拾俵拾人扶
持 青木文蔵 亥七十歳」が書物奉行を拝命。

二月十八日、書物奉行から青木文蔵の「御蔵御
証文奉願書付」を差し出す。左の通り。

評定所儒者より

御書物奉行中根伝左衛門跡

高式百俵

青木文蔵

内御足高五拾俵

外御役扶持七人扶持

右文蔵儀一昨十六日同役被仰付候間
御切米御扶持方御証文奉願候 以上

三月十三日、荒川庄之助の「小普請入願書并由
緒書」を今朝水野吉岐守(若年寄)に差し出す。

御書物同心

御譜代

高拾俵

荒川庄之助

吉人半扶持

右庄之助儀 元来病身御座候処 去戌

十月比より痰症相煩 色々養生仕候得

共 急には本復仕間敷由医師も申候

依之御奉公可相勤躰に無御座候間 小

普請入被仰付被下候様 私共迄相願候

右之通相違も無御座候間 願之通小普
請入被仰付被下候様私共奉願候 以上

三月

(御書物奉行五名)

三月十七日 昨十七日、土田清助退出後、自宅
に目付の松平庄九郎より来書。左の件。

田安

用部屋書役賄人

右場所え御支配之内にて望候者も有之

候は、姓名高附并歳付等委細御認

拙者方え被遣候様に致度候 以上

三月十七日

松平庄九郎

御書物奉行中

四月十九日、去年の冬に願い出た新しい「御簞
笥」十六が出来、詰め替えたので、仮に用いてい
た箱を取り払う旨を届ける。

覚

一 献上之明箱 貳拾

一 長崎箱 四

右此度御目錄改正に付去冬新規之御簞

笥拾六相願出来請取詰替候に付 右之

仮箱御取払に仕候 依之御届申上候

以上

四月十三日

御書物奉行

四月二十五日、水野吉岐守から左の通り。荒川
庄之助の小普請入り願いを却下。「御目付支配無

役」とする旨。

御書物同心

荒川庄之助

右病気に付小普請人相願候得共 小普

請願難成 御目付支配無役成候間 其

段可被申渡候 尤御目付え可被談候

五月二日、成嶋忠八郎、御用につき御蔵で書物

拝見。

五月十四日の日記に左の記事あり。

去る九月御書物御目録改正被仰付候に
付 御筆筒詰替いたし候処 番付張札

悉く相違候間 仙花紙六百三拾枚・厚

程村紙貳百枚之差出し 今朝主殿頭殿

御宅え御登城前持参 用人内藤奥右衛

門を以御内意相伺候処 尤之儀に被思

召候間 勝手次第差出し候様被仰聞候

右に付撰津守殿え於御殿立徳を以右差

出し差出申候所 御用部屋にて申候は

差出き通にては相済申間敷由 例之通

右近将監殿・撰津守殿・御納戸頭え差

出候様申候 依之差出し相認 十六日

拙者（＝徳力藤八郎）罷出候間 其節

可差出候（下略）

どつちやら目録改訂作業の一環として、「御筆筒」
（書物筆筒）の詰め替えをした際に、筆筒の張札
がすべて違っていたらしい。このため新たに「仙

花紙」六百三十枚と「厚程村紙」二百枚が必要と
なり（張り替えのために）、その旨、田沼主殿頭
（意次）の内意を伺った上、月番若年寄の松平撰
津守に文書で申し上げた。撰津守の指示で、老中
の松平右近将監と納戸頭にも同様の文書を差し出
すことに。

明和四年丁亥（一七六七）七月から十二月まで

【第七十三冊目】

（七月）長谷川主馬（八月）青木文蔵（九月）

本郷与三右衛門（閏九月）徳力藤八郎（十月）

土田清助（十一月）長谷川主馬（十二月）青木

文蔵

八月十一日、本郷与三右衛門惣領本郷与四郎今

朝病死。松平撰津守（若年寄）宅に徳力藤八郎が

「忌服御届」「寛」を持参。

九月二十五日、寄合を致し、目録の校合。

閏九月十八日、今日「御朱印御長持不残（のこ

らず）」「桜田日記御長持」「御右筆方御長持不残」

を新御蔵に移し替える作業が終了する。

閏九月二十六日 目録改訂作業で用いる紙が不

足しているの、書付を田沼主殿頭方に持参し、

用人三好四郎兵衛を介してお目にかける。「御承

知之由」。不足分は「上美濃紙」五百五十枚。

十一月十八日、田沼主殿頭の御用で新部屋で対

面。佐々木文次郎に書物拝借を仰せ付けられた旨

の書付を渡され、伊藤志摩守（小納戸頭取）と対

談するよう指示あり。田沼はこの年の七月朔日に

側衆（御側）から側用人（御側御用人）になっ

ていた。

十一月二十日、田沼主殿頭の仰せで左を伊藤志
摩守に渡す。佐々木文次郎の拝借書物の一部。

前漢書

後漢書

周礼

史記

晋書

三十七冊

三十五冊

十四冊

四十冊

三十冊

佐々木文次郎が拝借する書物は、二十二部・六
百五十四冊。四度に分けて拝借し、右は第一回分
の百五十六冊である（明和五子年の正月二十一
日下る）。

十二月七日、長谷川主馬が「乗物断」を差し出
す。左の通り。「乗物断」は、五十歳以上の幕臣
に乗物に乗って出勤することを許した制度。宛先
は目付。

は目付。

一筆致啓上候 拙者儀

来子年五拾歳に罷成候

日本之神偽にて無御座候

依之乗物御断申上候

恐惶謹言

明和四年

亥十二月

長谷川主馬書判

松平庄九郎殿

松平縫殿頭殿

桑原善兵衛殿

新庄織部殿
 室賀源七郎殿
 内藤主税殿
 水野要人殿
 河野吉十郎殿
 大岡主水殿
 柘植三蔵殿

十二月十四日、改訂目録（御書物御目録改正）の下書が出来たので、徳力藤八郎・土田清助・長谷川主馬が持参して、奥新部屋で田沼主殿頭にお目にかかる。これで宜しいので清書に取りかかるよう指示あり（「宣候間清書取懸り相認候様に被仰渡候」）。

十二月二十九日、一昨二十七日、小沢又左衛門の悴安之丞と田畑権次郎の悴権七郎が「仮御抱入」を仰せ付けられる。

兩人の仮御抱入につき、書物奉行連名で撰津守に「届」を差出す。左の通り。

高拾俵	御書物同心
忝人扶持	小沢安之丞
高拾俵	御書物同心
忝人扶持	田畑権七郎

右は御書物同心式人先達で御目付支配無役并小普請入仕候明跡え願之通仮御抱入仕候様に被仰渡候間申渡候（下略）

この年の日記から、毎月「御用番」（月番）の老中と若年寄の名が記されている。たとえば正月は「右京大夫」（老中・松平右京大夫輝高）「撰津守」（若年寄・松平撰津守忠恒）と冒頭に記されている。

明和五年戊子（一七六八）正月から六月まで

【第七十四冊目】

（正月）本郷与三右衛門（二月）徳力藤八郎
 （三月）土田清助（四月）長谷川主馬（五月）
 青木文蔵（六月）本郷与三右衛門

正月十八日、「二十一史」にうち左の二百八十二冊を、伊藤志摩守・成嶋忠八郎（和鼎）に渡す（佐々木文次郎拜借書物の第二回目分）。

元史	五十冊
（九月十二日下る）	
明史稿	六十冊
（未下）	
図書編	六十四冊
（九月十二日下る）	
三才図会	百八冊
（九月十二日下る）	

四月十四日、田沼主殿頭の御用で「説郭之内丹青志 一冊」を差し上げる（四月十六日下る）。四月十五日に左の記事あり。「古今圖書集成」のうちにも「丹青志」も含まれている旨を申し上げ

げるとともに、「古今圖書集成」の画部四十一冊も差し上げるべきか問合わせたうえ、差し上げたというのである。

昨日御尋之御書物致吟味候処 圖書集成にも丹青志は有之 画數は無御座候得共 画部四十一冊有之候に付 御用之程難計御座候に付 差上可申哉之旨 友珉を以申上候処 御用之由被仰下候に付 左之通（田沼主殿頭に）差上申候

圖書集成之内
 芸術典

画部第七百四十九巻より第七百八十九巻まで四十一冊

四月十七日、田沼主殿頭の御用で、左を差し上げる（安永九子年正月十四日下る）

聖諭像解	十冊
人鏡陽秋	十二冊
礼儀類典内画	三冊
王氏画苑	六冊
芥子園画伝	十三冊

六月五日、明六日より「御目録校合」（改訂目録の校合）を始める旨。六日に「校合」を行ったのは、徳力藤八郎・長谷川主馬・青木文蔵の三人。六月九日、「宝曆御朱印御長持」と「御条目御法令」の「御風干」の日限伺いを差し出す。

御朱印并御条目御法令当年御風干年数に付 左之通相認 御殿え持参候処 御登城前に付 後刻御用番吉岐守殿え差上給り候様 奥御右筆組頭白井藤右衛門え相渡候

袖に 御朱印御長持御風干何書付

宝曆御朱印御長持 七棹

前々御代御朱印御長持 三四年に忝度つゝ於御数寄屋御風干御座候に付 右御朱印御長持 伺之上明和二酉年六月先例之通三四年に忝度つゝ御風干可仕旨小出信濃守殿被仰渡候に付 当年御風干之年数に罷成候間 御風干日限之儀奉伺候 以上

六月九日 御書物奉行

袖に 御条目御法令御風干何書付

御条目

御法令

一箱

延享三寅年より向後三四年に忝度つゝ御風干何候様本多中務太輔殿被仰渡候に付 右御箱四年以前酉年於御数寄屋御風干御座候 当年御風干之年数に罷成候間 御風干日限之儀奉伺候 以上

六月九日 御書物奉行

明和五年戊子（一七六八）七月から十二月まで

【第七十五冊目】

（七月）徳力藤八郎（八月）土田清助（九月）長谷川主馬（十月）青木文蔵（十一月）本郷与三右衛門（十二月）徳力藤八郎

七月十三日、「御法令御条目御箱」「御朱印写入御長持」を「御風干」のため、土田清助と青木文蔵が差添つて運搬する。左はその詳細。

十三日 今朝六つ半時拙者（土田清助）・文蔵

御役所え罷出候得共 黒鍬不罷出候に付催促申遣し漸々五つ時過相揃 左之通拙者文蔵差添 御法令御条目御箱并御朱印写入御長持 中之口 為持 御法令箱并鑰・御朱印御長持之鑰 陰時計え持参 奥御右筆佐野郷蔵相渡候 御朱印御長持は中之口え奥六尺罷出 御黒書院御縁頬迄拙者兩人参り封印 佐野郷蔵え相渡申候 御黒書院御縁頬迄参り候に付 御目付え相届可申哉と申候得 郷蔵差添参り候故不及其儀候段郷蔵被申候間 御目付え届不申候

七月十七日、御蔵のスペースに余裕がないため「平川口渡り御櫓」に収納していた「御朱印写入御長持」について、「平川口渡り御櫓」修復のため「三之丸渡り御櫓」に移した際に、二十棹のうち七棹の「御封印」が朽ち損じた旨目付の大岡主水正から通知あり。「三之丸渡り御櫓」に見分に行く。

七月二十五日、右の長持七棹が昨二十四日、「御風干」あり。松平右京大夫の封印で「三之丸渡り御櫓」に収納する。

八月二十七日、「御書物御用目録箱」を新規に受け取りたき旨、案文（「御書目録箱差出之案」）を撰津守（若年寄・松平撰津守）に差し出す。左の通り。従来の目録箱の二つのうち一つが大破しているのので、細工頭に新調させてほしいというのである。

袖に 御細工頭え 御書物奉行

御書目録箱 壱つ

但上桐白木やらうつた

さなた紐共に

右は此度御目録改正仕候に付 古来有来候御箱式つ之内 壱つは大破仕難相用御座候に付 新規に請取申度奉存候 細工人御蔵え差出し寸法等積り候様被仰渡可被下候 以上

八月二十七日 御書物奉行

九月二日、目付の桑原善兵衛より口上使来る。奥御用だというので御殿に参上したところ、伊藤志摩守・成嶋忠八郎の兩人から、「日本絵図里数分間等有之候絵図」が御蔵に有るか尋ねられる。御蔵で調べたところ、「日本国之惣絵図」一枚があったが里数は無く、その旨志摩守に申し達す。九月七日夜、目付の大岡主水正より藤八郎方に来書。書物方に右の出願者があれば調査して書き

出すようにとのこと（上水方同心の募集）。

上水方道方

同心

右此度御普請奉行支配新役被仰付候間
御支配之内持高式拾俵より三拾俵迄之
内 筆算等相成候者御書出有之候様に
撰津守殿被仰渡候間 一兩日中 御城
拙者方迄御差出可有之候 已上

九月七日 大岡主水正

九月十一日、佐々木文次郎拜借の書物を陰土計
間で成嶋忠八郎に渡す（明和六五年二月二十八
日下る）

日本紀 拾二冊

続日本紀 二十冊

文徳実録 五冊

三代実録 二十冊

扶桑略記 八冊

東鑑 二十六冊

九月十八日、目付より口上使。側衆の水野豊後
守御用につき御殿に参上すべき旨。即刻参上。新
規御書物左の通りお預けになる。受け取って西御
蔵に収納。

諧声品字箋 二帙 冊数十六冊

豊後守から「右御書物式帙めえ少々虫付候間
此上随分御書物え虫付不申候様に」指示あり。
九月二十日、改訂目録が完成したので、本郷与

三右衛門・徳力藤八郎・青木文蔵の三人で田沼主
殿頭のご覧に入れる。「よく出来た」との仰せ。
目録二部のうち一部（「御前御目録」）は返却され
ず留められる。

改正御書目録二通出来に付 今日与三
右衛門・藤八郎・拙者（青木文蔵）
持出田沼主殿頭殿え入御覧候処 宜出
来之由被仰 此内御前御目録之方巻部
御留置可被成旨被仰候に付 差上置候
（下略）

『徳川実紀』の九月二十日の条に「さきに書物
奉行に命ぜられし御文庫書目改正の功なりて進呈
し、正本は御前にとゞめられ、副本は御文庫に収
め貯へしめらる」とある。

九月二十二日、田沼主殿頭宅に参上。用人三好
四郎兵衛を介して左の様に伺ったところ承知なされ、
撰津守殿に願書を差し出すよう仰せられた由
田沼に出した伺の内容は、目録改訂作業を担当し
た書物同心への御褒美願いの件。

奉伺候寛

此度改正仕御目録 去々戌年（明和三
年）七月奉伺候に付 撰津守殿え申上
同年九月五日伺之通改正可仕旨被仰渡
私共支配同心之内世話役并筆役共に四
人伺之上掛り之者申付 同月廿五日よ
り取懸り 御筆筒御書物詰替仕 近年
新規御預けに相成候御書物・先々御代
御小納戸より下り候御書物式百六拾余

部私共致吟味部分け仕 番付差札等不
残相改 御目録下書一通り仕 其上清
書二通り相認 去々九月より当八月中
迄隔日或は日参に罷出 支配之者殊外
骨折相勤候に付 何卒相応之御褒美被
下置候様奉願度奉存候に付 奉伺候

和合佐太郎
川出清大夫
御褒美奉願候者
小沢又左衛門
宮原安兵衛

若年寄松平撰津守に差し出した願書は左の通り。

袖に 御褒美奉願候書付

御蔵古来より之御書物目録年々新規御
預け御書物等有之 はりけし或は切ぬ
き又は書入等仕 見へわけかたく罷成
候に付 主殿頭殿え相伺候処 去々戌
年九月伺之通改正可仕旨被仰渡候に付
私共支配同心之内 世話役并筆役共に
四人 伺之上掛り之者申付 同廿五日
より取掛り（下略）

九月二十五日、青木文蔵が奥右筆伊藤百助に面
談。奥右筆組頭の橋本喜八郎御用につき「日光山
御社参諸事留書」一箱を明日差出すよつ言われる。
御蔵に帰って調査し「日光山御社参諸事留書」一
箱を差し上げる（実は橋本喜八郎の御用ではなく、
右近将監 老中・松平右近将監武元 の御用だつ

た旨が、二十六日の日記に。提出した「留書」細目は左の通り。

日光御社参之留

- 一 林大学頭撰候御詣記 一冊
- 一 覚書并人数寄帳共 六冊
- 一 諸向伺之留 七冊
- 一 関札并証文進状飛脚留 三冊
- 一 宿割より出候絵図并書付 二袋
- 一 万石以上勤方等之書付 十七品
- 一 御目付并諸向勤方之留 六十四品
- 一 日光并御道中絵図 二袋
- 一 御留守中之留 一冊

九月二十七日、青木文蔵の「屋敷相對替願」が昨日願いの通り仰せつけられ、今日、老中および田沼主殿頭、若年寄衆（西丸共）に御礼廻りをする。屋敷相對替の内容は、左の通り。青木文蔵、大林豊太郎、富永隼人の三者間で屋敷の相對替えが行われたことが分かる。

- 富永隼人拝領屋敷 愛宕下三斎小路 六百坪之内 式百坪（十一月朔日に引越し） 青木文蔵え
- 大林豊太郎拝領屋敷
- 四ツ谷新宿 百九拾坪
- 西丸新御番天野三郎右衛門組 富永隼人え
- 青木文蔵拝領屋敷

木挽丁四丁め 百六拾五坪 富士見御宝蔵番 大林豊太郎え

十月十二日、「御目錄仕立代金貳両壹分九分九厘」を御納戸で、本郷与三右衛門が印形をして受け取る。明日、出雲寺（御書物師）を呼出し、渡すよう申し渡す。

目付大岡主水正より来書。先達て平川口渡り御櫓に収めた「御朱印御長持」の「員数書」を差し出すようにとのこと。左の通りの文書を差し出す。

覚

- 一 寛文御朱印写入御長持 一棹
- 一 貞享御朱印写入御長持 一棹
- 一 正徳御朱印写入御長持 六棹
- 右八棹 寛延二巳年六月廿日 平川口渡り
- 一 享保御朱印写入御長持 六棹
- 一 延享御朱印写入御長持 六棹
- 右拾式棹 明和四亥年二月十一日 平川口渡り御櫓え相納候
- 右之通御座候 以上
- 十月十二日 御書物奉行

十月二十八日、田沼主殿頭の御用で本郷与三右衛門参上。奥新部屋前で面談。主殿頭から、先達て差し出した目錄箱の外題に「御書目錄」とあるがこれは前々からそうなのか下問。前々からそうである旨回答。
十一月三日、目錄改訂につき、書物奉行および

清書を担当の書物同心に御褒美が下される。

（上略）御書物目錄校合骨折相勤候に付 為御褒美被下之候旨石見守殿被仰渡候 於新部屋也 但御侍座無之 銀五枚つゝ、

（本郷与三右衛門・徳力藤八郎・土田清助・長谷川主馬・青木文蔵の奉行へ）

支配同心左之通御書物目錄清書骨折候に付 為御褒美被下之候間 御書付を以御同人被仰渡候 金貳両つゝ、

（和合佐太郎・川出清大夫・小沢又左衛門・宮原安兵衛の四名の同心へ）

右之通に付於御納戸（長谷川）主馬請取之 則御役所え持参 右四人之者呼出置候に付 銘々頂戴いたさせ候

十二月十六日、同心の病氣欠勤の記事も拾っておこつ。ちなみに足地富次郎の「疝積」は一例であつて日記には他にも同様の記事がすくなくない。

足地富次郎此間中より疝積強差発 此節別て胸之痛強罷成候に付 詰番難罷出候に付 断状清大夫方迄差出候由（下略）

明和六年己丑（一七六九）正月から六月まで【第七十六冊目】

(正月) 土田清助(二月) 長谷川主馬(三月) 青木文蔵(四月) 本郷与三右衛門(五月) 徳力藤八郎(六月) 土田清助

正月十三日、田沼主殿頭の御用で差し上げる。

(明和八卯年五月二十五日下る)

康熙永年曆法 三冊 帙入

正月二十日、杉村清兵衛より実父の看病願が提出される(「実父此間中より病氣罷在候処 一兩日以外相勝不申 難見放候に付 明廿一日詰番より引込看病仕度旨断状 清大夫方迄差出候」)

二月八日、明日、吉岐守(若年寄・水野吉岐守忠見)宅で本郷与三右衛門・悴九八郎の「奥御吟味」(学力試験の一種)を行うので差し出すべき旨、昨日、目付の新庄織部、山村十郎右衛門より申し来たる由。

二月二十二日 佐々木文次郎、左を拝借。陰土計の間で成嶋忠八郎(明和八卯年五月二十五日下る)。

宋書 二拾六冊
周書 拾冊
北齊書 八冊
蜀志 三国志之内 二冊
魏志 右同断 九冊

三月十八日、月末の「三十日伺」について、主殿頭宅に徳力藤八郎が参上して、左の伺書を差し出したところ、承知の旨。伺書は左の通り。

袖 奉伺候書付 徳力藤八郎

御用に付御書物差上候分 毎月末に其品書付候て御側衆え御届申上候様

先々代(吉宗)より被仰付

先御代(家重)迄毎月以書付申上来候

当時差上置候御書物最早部数多く罷成

候間 前々之通以書付可申上候哉奉伺

候 以上

三月十八日 御書物奉行

この結果、三月二十九日に先格の通り「伺書」を因幡守(側衆の松平因幡守康郷)に提出。

三月二十日、奥新部屋で松平因幡守殿から、只今より「三十日伺」を致すべき旨。また、新田や吉連川(喜連川か)について書かれた書物を差し出すべき旨。

三月二十二日 因幡守が「寛永諸家系図」の足利家のうちに御用があるというので、青木文蔵と土田清助が左を陰土圭の間に持参し、因幡守に直に渡す(六月十五日下る)。

寛永諸家系図之内 五冊
清和源氏足利流 一冊
大綱総括

四月十日、主殿頭の御用で左を差し上げる(明和八年五月廿五日下る)。

宋史 百二十冊

四月二十三日、目付の村上三十郎から口上使で、御殿に参上すべき旨。陰土圭へ廻り成嶋忠八郎と面談したところ、改訂目録の記述について、左の質問あり。質問は、曆書のように思えない外題の書が何故「曆書之部」に記載されているのかというもの。

去年差上候御書物目録之内曆書之処書 抜持参 曆書に相見へ不申候外題を以 如何いたし曆書之部え入候哉尋に付 俗曆之中段えかゝり候儀も有之候故 曆之部え入申候 委に吟味可致哉と申 候えば 先一通り尋にて宜御座候 吟 味には及不申候 又尋之儀有之候は、 追て可申由被申候

五月二日、「日光御社参例書」を書き出すよう目付に言われていたので御殿に参上して差出したところ、目付の桑原善兵衛から同様のものが三通必要だと言われる。右近将監(老中・松平右近将監)豊後守(若年寄・水野豊後守)大目付衆にそれぞれ一通ずつ。

五月八日、昨日、主殿頭より下された書物を相改め、目録を松下隠岐守(小納戸頭取・松下隠岐守昭永)に長佐を以て差し出す。目録は左の通り(六月朔日に「御紋付御文庫」と共「下る」)。

暦眼通書 八冊
天元曆理全書 八冊
時憲曆箋釈 二冊

天文秘略 二冊
地理人天眼目 四冊

七月廿三日 新庄織部
御書物奉行中

を差し出す。滞りなく受け取る。書物奉行三人の惣領の御目見願い。

右、御紋付御文庫え入差出候処 右御
文庫被留置候由 長佐申聞候

九月五日、越中守(側衆・稲葉越中守正明)の御用で陰土圭に参上。田安家が樂書を拝借する件について申渡しあり。

(本郷) 与三右衛門実子惣領

本郷九八郎(五十九歳)

五月二十九日、昨日、松下隠岐守・成嶋忠八郎連名の来書あり。左の書物を松下隠岐守に渡す(明和八卯年五月二十五日下る)。

樂書二十二冊 田安御殿え御拝借被成候に付 右樂書之内何之部可差出段

(徳力) 藤八郎養子惣領

徳力金十郎(五二十五歳)

曆法典 百四十冊 八帙

明和六年己丑(一七六九)七月から十二月まで【第七十七冊目】

田安御殿より追々申来り次第差上可申旨被仰渡候 尤右差上候度々に樂書之内何之部差上候と申義御届可申由に御座候 右樂書目錄下り奉り付いたし可申段 越中守殿御好に付 左之通於御殿相認 良伝を以致返上候

十月十二日、青木文蔵(昆陽)が四つ時(午前十時頃)没(死因は流行の風邪か)。左は家督願書。

(七月) 長谷川主馬(八月) 青木文蔵(九月) 本郷与三右衛門(十月) 徳力藤八郎(十一月) 土田清助(十二月) 長谷川主馬

書面之御書物田安御殿より御案内次第追々差上 其度々右之段御届可申上旨 奉畏候

九月五日

奉 長谷川主馬

七月二十四日、昨日目付の新庄織部より来書。内容は「大蔵卿殿」(田安家) 小十人の募集。翌二十五日、支配同心の中に希望者がいない旨回答する。

九月十一日、田安、樂書拝借(十月二十二日下る)。

打物譜 二冊

大蔵卿殿 小十人

右場所え相応之者御支配向之内より望候者も有之候は、姓名高付歳付等委細相認 一両日中御城拙者方迄可被差出候 右之趣豊後守殿被仰渡候間 申達候(下略)

右於御殿大屋遠江守(田安家家老・大屋遠江守昌富)え相渡申候 尤右相渡候に付 越中守殿え御届書差出之

九月十三日、遠江守に「御目見御番入願書三通」

奉願候覚

高式百俵 青木文蔵

内五拾俵御足高 丑七拾二歳

御目見仕候 青木房之助

丑二十七歳

私儀当月上旬より時冷之症相煩 養生仕候得共 次第に草臥強本復可仕躰に無御座候 依之家督之儀養子房之助え被下置候様に奉願候 此段御支配方え被仰上可被下候 以上

明和六五年十月十二日 青木文蔵印

本郷与三右衛門殿

徳力藤八郎殿

土田清助殿

長谷川主馬殿

御書物奉行

高式百俵

青木文蔵

内五拾俵御足高 丑七拾貳歳

養子惣領

御目見仕候 青木房之助

丑貳拾七歳

右文蔵儀当月上旬より時冷之症相煩 養生不相叶 今四つ時死去仕候 家督之儀養子房之助え被下置候様奉願旨存生之内私共迄申聞候 願之通被仰付被下候様に奉願候 以上

丑十月十二日 (書物奉行四名)

十月二十二日、田安拝借御書物を差し出す(明和七寅年二月十八日下る)

楽書貳拾二冊之内

笛譜 二冊

右於御殿大屋遠江守え先達て差出置候打物譜と引替相渡申候 尤右相渡候に付越中守殿え御届書 良伝を以差出之

但打物譜墨付有之候由 遠江守挨拶に御座候 是は先規より有之候旨及返答候 重てよりは右墨付致吟味差上可然候 依之今日残り御本取出 荒増吟味為致付紙いたし置候 以後右之御心得にて印付置候段 御断御渡可被成候

『打物譜』を返却の際に、田安家家老の大屋遠江守から、同書は「墨付」だったと言われ、前々からですと回答。これからは「墨付」の有無を吟味して貸し出すこととし、田安家に貸し出す残りの書物を吟味し(墨付の箇所) 付紙をしたというのである。

十一月二十七日、「小普請組市橋大膳支配 高五百石 人見又兵衛」が書物奉行を拝命する。

十二月十八日、疼痛の持病がある人見又兵衛から「月切駕籠願」が出される。

私義持病疼痛御座候に付 差発申候節は馬上斗にては難相勤奉存候間 依之月切駕籠之義奉願候 以上

十二月十八日 人見又兵衛

明和七年庚寅(一七七〇) 正月から閏六月まで【第七十八冊目】

(正月) 人見又兵衛(二月) 本郷与三右衛門(三月) 徳力藤八郎(四月) 土田清助(五月) 長谷川主馬(六月) 人見又兵衛(閏六月) 本郷与三右衛門

正月二日、土田清助より「疼痛に付来る五日詰番よりくり上助合具候様に申来」。痔の痛みが激しく出勤できないので、五日の詰番から当番を替わってほしいというのであろう。

二月十八日、昨日、徳力藤八郎宅へ大屋遠江守(田安家家老)より来書。書物の拝借と返納の件。

楽書二十二冊之内

(二十八日下る)

楽部雑著 一冊

管眼集 一冊

先達て差上置候笛譜二冊御返納に付請取 右楽部雑著一冊・管眼集壹冊引替御渡申候 以上

二月二十八日、同じく楽書二十二冊の内、貸し出す(三月十八日下る)。

舞曲譜 三冊

三月十八日、同じく楽書二十二冊の内、貸し出す(四月八日下る)。

懐中略譜 三冊

三月二十八日、人見又兵衛が差し出した夏足袋願いに、翌二十九日、許可の「御付札」が添付され渡される。

私儀足痛御座候に付 不出来之節は夏中も足袋相用申度奉願候 以上

三月 人見又兵衛

又兵衛昨日遠江守殿え差出候夏足袋願書付 今日於御殿遠江守殿春阿弥を以右書付に御付札左之通被成御渡し被成候間 請取之候 又兵衛罷出居候間則相渡 遠江守殿え為御礼罷越候 但平服にて参候

御付札之案 足袋用可被申候

四月八日、楽書二十二冊の内、貸し出す（五月十八日下る）。

掌中要録 三冊

四月二十八日、人見又兵衛より「月切駕籠」の件につき、左の通り差し出す。駕籠使用の期間延長を願う。

私儀月切駕籠之儀当月期月に御座候処今以痛所得と不仕候間 猶又誓詞之儀宜御差図可被下候 以上

御書物奉行

寅四月 人見又兵衛
五月六日、徳力藤八郎、「日光御供御用」を拜命。
五月十八日、楽書二十二冊の内、貸し出す。（六月十七日下る）

荒序記 一冊

荒序譜 二冊

五月二十九日、人見又兵衛が家蔵の「諸国海上道乗記」一冊を献上した（五月十二日）ところ、二十七日に御褒美を頂戴した件の記述があり。

去十二日私（人見又兵衛）家に所持仕候諸国海上道乗記一冊 稲葉越中守殿を以献上仕候処 一昨廿七日被為召於奥新部屋 松平因幡守殿・稲葉越中守殿御列座にて 右書物御留に相成候間 為御褒美銀三枚被下置候旨被仰渡候
右に付御礼廻り之儀（下略）

六月十七日、田安家拝借の楽書二十二冊の内、貸し出しと返納（八月二十八日下る）。

舞曲撮要 一冊

箏譜 一冊

補任 二冊

右先達て差上置候荒序記一冊・荒序譜二冊引替 山木筑前守（田安家家

老・山木筑前守正信）え相渡申候
依之申上候 以上

六月十七日 詰番 徳力藤八郎

六月二十六日、勘定奉行の小野日向守（名は一吉）より、勘定所にある国絵図（元禄の国絵図）の中には傷んで村名が読めないものもあるので、「御書物蔵」の国絵図を貸し出してほしいとの要請があり、目付の指示で書物奉行が「奉付」をして目付に渡す。

御国絵図之儀に付申上候書付 奉 本郷与三右衛門

小野日向守

先達て申上置候通 御国絵図之内損し候分為繕候処 村名杯不相見も有之候然処元禄年中二通り出来 一通りは差上置候に付 見合申度 御書物奉行え承候処 御書物蔵に有之候由に御座候間 入用之絵図私より其度々懸合次第差越候様御書物奉行え被仰渡可被下候依之申上候 以上

六月二十九日、国絵図の件につき小野日向守と対談。担当は江坂孫三郎（勘定組頭）と辻左源次（勘定）の両人で、国絵図を渡して請取書を取るようとのこと。

閏六月朔日、小野日向守から書物奉行あてに、国絵図の内、大和・河内・下野・常陸四ヶ国の分、明日お渡しいただきたい旨。

閏六月二日、国絵図四枚・郷村帳四冊を貸し出す（閏六月二十六日下る）

大和国
河内国
下野国
常陸国

右御絵図四枚 一管つゝ
郷村帳附四冊

右今日於御殿御勘定留役辻左源次・堀内三郎兵衛兩人え相渡候 但左源次・三郎兵衛兩人より別紙に請取書取申候

閏六月四日、御殿にて表右筆組頭の長野源次郎へ左を見せたところ、承知の旨。御蔵に収納されている『表御右筆御日記』の封印が朽ち損じていることを表右筆組頭に伝えたのである。

表御右筆御日記 鑰有之 九管

右初て御預に成候年月不相知 以前より御蔵有之候処 宝永三申年九月 表御右筆組頭蜷川彦左衛門・大橋左兵衛・飯高七左衛門封印にて受取 其以後折々御用に付差出候節 其時に隨て御右筆方封印にて受取候 然処近年一向差出不申候に付 封印朽損し切失申候 以上

閏六月八日、一昨日、目付の桑原善兵衛より申来る「田安御用之人」（「田安御屋形賄人」）募集

の件は、希望者がいない旨を善兵衛に伝える。

閏六月十八日、殿中で表右筆組頭の服部善大夫・長野源次郎に、『表御右筆部屋古御日記』九管筭の風干の儀について相談したところ、「此度御風干相伺に不及 御風干之席に右御日記九管筭共に風入いたし 此度より案内次第右組頭兩人の封印九枚可遣由」。

閏六月二十五日、『九辺図』の修復願いを稲葉越中守（側衆）に提出。

天下九辺聖蹟図 三帖
右折本絹地惣数貳百三拾七折

長 壹尺六寸
横 壹尺三寸

右折本数年大破仕候得共 御入用多く掛り候に付年々御風干之節御修復にも難仕 見合罷在候処 次第に損候に付 此度御修復仕度奉候 以上

閏六月 御書物奉行

同日、御殿で小野日向守（勘定奉行）から左の書付を渡される。

先達て請取置候御国絵図大和・河内・下野・常陸四ヶ国分郷帳共四箱 明廿六日可致返却候 猶又撰津・三河・信濃・越後高田・同国村上・出羽秋田・同国山形右五ヶ国分 其節御渡被成候様致度候 依之御達申候 以上

翌二十六日、四ヶ国の国絵図を受け取り、「五ヶ国分御絵図七枚巻箱つゝ 郷村帳七冊」を渡す

（七月二十二日下る）
閏六月二十七日、側衆の稲葉越中守へ書付を差し上げる。その後『聖蹟図』三十五折を良伝を以て差し上げる。

天下九辺聖蹟図

右は御蔵に有之候 古御目録并日記等を以吟味仕候処 享保年中より以前御蔵え相納候品御座候半と奉存候得共 年月等相知不申候 以上

閏六月 御書物奉行

つゞき 十四折
同 十折

はなれ 九折
つゞき 貳折

三拾五折

閏六月廿七日 御書物奉行

明和七年庚寅（一七七〇）七月から十二月まで【第七十九冊目】

（七月）徳力藤八郎（八月）土田清助（九月）長谷川主馬（十月）人見又兵衛（十一月）本郷与三右衛門（十二月）徳力藤八郎

七月十九日、「天下九辺聖蹟図御修復差出」を陰土圭において長意を以て出羽守（若年寄・水野出羽守忠友）に差し出す。

天下九辺聖蹟図御修復積り仕様書之覚

一 御折本三帖に仕 惣折数二百三十七

折 大さ上下長さ壹尺三寸 幅壹尺

壹寸七分 右しん紙は仙花にて裏張

は生漉間似合に仕(下略)

一 右御修復仕立上候紙之分(下略)

惣ノ五百八拾四刃七分五厘

此金九兩貳分

銀拾四刃七分五厘

右之通御座候 以上

七月 御書物奉行

七月二十二日、昨日、主馬宅え小野日向守より
来書。国絵図七ヶ国・鄉村帳七冊受け取りたき由
(八月二十日下る)。

遠江国 美濃国 肥前国 肥後国

越中国 丹後国 伯耆国

右七か国 御絵図七枚一箱つゝ、郷

村帳附 七冊

右於御殿御勘定芝治右衛門え相渡し

同人より受取書取申候

八月三日、勘定の加藤左市に左の書付を渡す。
『天下九辺聖蹟図』の修復費用について。

九辺聖蹟図御修復之儀 直段積り書之
趣再応吟味仕候処 此度書上候直段之
通一切外に致方無御座候由 出雲寺和
泉掾申之候 依之右之通申上候義に御

座候 以上

八月三日

御書物奉行

八月五日、水野出羽守(若年寄)より、伺の通
り『天下九辺聖蹟図』の修復を行うべき旨。

八月六日、『天下九辺聖蹟図』の修復は御書物
師の出雲寺和泉掾宅に運んで行いたい旨の伺を差
し出す(伺の通りに)

袖に 奉伺候書付

御書物奉行

九辺聖蹟図伺之通御修復可仕旨被仰付
候に付 只今迄御書物御修復之儀は御
蔵におゐて御書物師出雲寺和泉掾細工
人呼出御修復申付候得共 此度御修復
之儀は裏打板等数多御座候て御場所無
之 其上数日張付置糊をからし(「乾
燥させる」候故 雨漏鼠付等も難計奉
存候に付 出雲寺和泉掾宅に相下け大
切に御修復仕候様急度可申付奉存候
奉伺候 以上

八月

御書物奉行

八月八日、稲葉越中守より口上使。『康熙字典』
『品字箋』が御蔵に所蔵されているか等の問い合
わせ。

八月九日、昨日の問いについて左の様に記し、
良伝を以て差し出す。

康熙字典

四十冊

右享保七寅年四月九日 有馬兵庫頭

殿御渡被成 御蔵え相納候

諧声品字箋

十六冊

右明和五子年九月十八日 水野出羽
守殿御渡被成 御蔵え相納候 御目
録改正以後に付未書入

右は昨日御尋に付吟味仕候処 言部つゝ、
御蔵に有之候 以上

八月九日

本郷与三右衛門

八月十一日、『天下九辺聖蹟図』の修復につき、
出雲寺和泉掾に心得を示す。

- 一 細工人致吟味 麁相無之様大可仕事
- 一 細工人之外一切他見不仕様堅可申付事
- 一 并 書写候儀無之様に急度可申付事
- 一 火事地震等之節 昼夜にかきらす早速
取仕廻 慥成者一兩人も付置麁略無之
様に可仕事
- 一 并 出火等之節 御長持持出候者
人込之中かさつに無之様可申付事
- 一 御細工物日々取出し取仕廻等之節も
自身立合吟味仕 麁略に仕間敷事

八月十三日、『天下九辺聖蹟図』修復用紙と表
紙の切等を御納戸で受け取る。佐太郎と出雲寺和
泉掾手代兩人同伴。御納戸で吟味のうえ受け取る。
右の修復御用のため、「御紋付御長持袴・棒
袴本・桐油共」出雲寺に貸し遣わす。
同じく右御用につき「御宝蔵御門・坂下御門断」

を目付の山田十大夫に届け承認される。『天下九
辺聖蹟圖』を出雲寺宅に運ぶ際に御宝蔵門・坂下
門を通過することを届けたのである。

御紋付御長持 忝棹

右御書物御修復に付御書物師出雲寺和
泉掾宅え下け申候に付 御宝蔵御門よ
り坂下御門え罷出候間 両所御門え御
断被成可被下候 以上

八月十三日 御書物奉行
御当番御目付中

八月十四日、出雲寺和泉掾が、修復中に近所で
出火の際の警護のため「高張御提灯」を願ひ出た
ので、目付の承認を得る。同じく出火の際に近所
の町火消を出雲寺宅に駆け付けさせるよう町奉行
牧野大隅守に要請し承諾を得る。

同十六日、右につき書付を提出する。左の通り。

御書物師

日本橋南吉町目 出雲寺和泉掾
右此度御書物御修復御用被仰付御大切
之品預ヶ置候に付 出火之節は明十七
日より御用相済候迄 近所町火消欠付
候様に被仰渡可被下候 以上

八月 御書物奉行

八月二十日、一昨日小野日向守より要請があつ
た国絵図を貸出す(勘定の堀内三郎右衛門に渡す)。

日向国・薩摩国・紀伊国・琉球八重山
島
右四ヶ国御絵図四枚 一箱つゝ

郷村帳附 四冊

八月晦日、出雲寺を呼び出し、佐太郎立合で
『天下九辺聖蹟圖』を渡す。

宣府 九十折 上巻

大同 九十折 中巻

山西 五十七折 下巻

式百三拾七折

内画数四百廿五枚

右於御紋付御長持に入 棒共桐油相添
相渡申候

右につき左の「御門断」を当番目付柘植三蔵に
渡す。

御紋付

御長持

忝棹

右御書物御修復に付御書物師出雲寺和
泉掾宅え下ヶ申候に付 御宝蔵御門よ
り坂下御門え罷出候間 両所御門え御
断被成可被下候 以上

八月晦日 御書物奉行

御当番

御目付中

十月九日、町奉行に出火の際の「持出し人足」
の増員を要請する。修復中の『天下九辺聖事図』
を出雲寺方から運び出すには、前に要求した人足

では人数不足と思われたから。

御書物師

日本橋南吉町目 出雲寺和泉掾
右去八月御書物御修復御用被仰付 其

節出火之節持出し人足之儀奉願被仰渡
候 然所段々御修復出来仕候間 御絵
讀かり張(「仮貼・かりばり」)にはり

付置候に付 右かり張かさ高に相成御
長持式棹に納兼候に付 先達て被仰渡

候町人足にては人数不足に御座候間
御長持にあまり候かり張之分も持出候

様仕度 増人足之義出雲寺和泉掾相願
候間 被仰渡被下候様仕度奉存候 以

上 十月 御書物奉行

十月十六日、『天下九辺聖蹟圖』の箱と表紙の
新調につき「伺」。

九辺聖蹟圖三帖入 御箱 忝つ

但桐白木板目やらうふた

木綿さなた袋紐 幅寸程

右御折本御修復段々出来仕候に付 元

来有来候御箱は薄板にてくたけ損し御

用に相立不申候に付 新規に申上請取

申度奉存候 并右折本出し入に御表紙

すれ損し不申ため晒木綿あさきふくさ

申上請取申度奉存候間 右両品之儀奉

候候 以上

十月 御書物奉行

十一月十二日、修復が予定されている御書物蔵の修復に際しては、従来通り軒を三尺余にしてほしい旨を要請する（軒が短いと御蔵の内部の湿気が増し、書物が傷みやすいから）。

御書物蔵三棟之内一棟此度御修復御座候に付 御伺申上候 右御蔵は只今迄軒口三尺余出有之候間 雨落遠く御座候て風雨之節もしふき懸り不申候間 したみも無之候に付 御蔵之内湿気格別薄く御座候 依之別て御太切之御記録等此御蔵に入置申候 然処此度御修復に付軒口三尺通り切落し鉢巻に相成候由（鉢巻は、土蔵の軒下で、横に厚く細長く土を塗ったところ）左候ては軒端短く罷成御蔵高く御座候間 雨垂れ腰巻（腰巻は、土蔵の外壁の下部の、特に土を厚く塗りまわしてある部分）際に落 少しにても風雨之節は別て軒口より惣したみ（したみは、家の外壁や塀に打ち付けて風雨を防ぐ板壁）え懸け雨落懸り申候に付 自然と御蔵壁際常々湿気深く相成可申候 左候ては御書物に不宜 其外御巻軸等は粘はなれ可申候 殊に御朱印写御長持は三四年目に申上御風入有之候得は 別て湿気之程無覚束被奉存候 御蔵三棟之内二棟も前々は軒口三尺余出有之候処 先年御修復之節 軒口切り候て鉢巻に相成候以来湿気深く御座

候 年々御風干之節も兩年には御書物霧をかけ候様に相しめり居申候 常々も右手当相心懸ヶ罷在候 此度御修復之御蔵之儀は右御太切成御記録等も有之候に付 何卒只今迄有来り候軒之俣仕度奉相伺候 他之御道具と違候て御書物は第一湿気を請安く御座候に付 御表紙帙等粘はなれ年々御修復も多く罷成可申哉と奉存候間申上候 以上 十一月 御書物奉行

十一月二十日、昨日稲葉越中守に「天下九辺聖蹟図」を見せたところ、今日「出来ばへ宜候」（修復の出来栄えがよい）旨、よって同図を受け取る（追って御蔵の元番に収納する）。十一月二十一日、修復費について左の記述あり。

九辺聖蹟図御修復

代金 九兩貳分

銀拾四匁七分五厘
右御折本御修復（中略）御書物師出雲寺和泉掾に申付御修復出来仕候に付 右代金請取申度奉存候 御納戸頭え被仰渡可被下候 以上

十一月廿一日 御書物奉行

十一月二十九日、修復費を勘定所の指示で「銀に認直し」御殿に持参する。

九辺聖蹟図御修復

代銀 五百八拾四匁七分五厘
十二月二十九日、御殿で甲斐守（白須甲斐守か）から書物の新規御預けのことを告げられる。

左之御書物先達て御調法之御書物之旨 各方より主殿頭殿え被仰聞候に付 被仰遣候之処 今度当着に付御預ヶ被成候段 入目録御渡被成 御書物は御小納戸頭取より可被請取旨被仰聞候（中略）西御蔵え当分入置候

字彙数求声 四冊 帙入

明和八年辛卯（一七七二）正月から六月まで【第八十冊目】

（正月）土田清助（二月）長谷川主馬（三月）人見又兵衛（四月）本郷与三右衛門（五月）徳力藤八郎（六月）長谷川主馬

二月十五日、「御目録」（改訂目録か）に未載の「諧声品字彙」十六冊と「字彙数救声」四冊を、伺いのうえ目録に書き加えることに。

三月十五日、東御蔵の修復が出来たので、今日小普請方より引き渡す旨。金藏・孫太郎が立合い御蔵を受け取らせる。

三月二十八日、国絵図十五棹・城小絵図七箱・ならびに木津屋本吉一棹を東御蔵へ移し替える。四月七日、目付の柘植三蔵より書付来る。書物同心のうち「御普請方同心」に異動させる該当者

があれば報告するようというもの。四月十日に該当者がいない旨申し上げる。目付の書付は左の通り。

御普請方

同心

右場所え御支配之内持高式拾俵より三拾俵迄之内筆算等相成候者有之候は、歳付相認御差出候様出羽守殿被仰渡候間 一両日中御城拙者方迄可差出候 尤右場所相成之者無之候は、是又可被申聞候 以上

四月七日

御書物奉行中

柘植三蔵

四月二十四日、和合佐太郎から「痛所に付」湯治願が出される。書物奉行で順覧することとし、願書を「申送り長箱」に入れておく。

四月二十六日、桑原善兵衛より来書。天文方に有る「御書物」を何処に返納すべきかの問い合わせ。その書物のうち、

- 儀象志 全部二十冊
 - 同絵図 二巻
 - 八線表 全一冊
 - 割円勾股八線表 全三冊
 - 八線互求法 全一冊
 - 曆算全書 全部四十六冊
- (以上六部は御書物蔵へ返納)

阿蘭陀天球和解絵図 二枚

同 地球和解絵図 二枚
(以上二部は書物方の御預りではない)

五月二日、和合佐太郎湯治願いの件につき、他の部署の譜代与力等の願書の書式が日記に記されている。

元方御納戸同心

西宮友八郎

右友八郎儀 疔積相煩身骨引釣歩行立居等難仕御座候に付湯治仕候は、可然旨医師申候間 相願候 依之差遣候に付申上候 以上

寅九月十一日 内藤半蔵

野村伴次郎

五月九日朝、和合佐太郎、相州木質温泉へ出立。五月二十日、土田清助宅から出火。同人宅全焼(ただし類焼は無し)の旨を書物奉行連名で届を差し出す。

御書物奉行

土田清助

拜領屋敷 麻布白金
右清助儀 今廿日明七時 表長屋より出火仕長屋并居宅不残焼失仕候 尤類焼は無御座候 依之御届申上候 以上
五月廿日 (御書物奉行四名連名)

五月二十一日、土田清助は遠慮に及ばざる旨。

「火事休」について所々に問い合わせたが分からず。「奥御右筆火事懸り衆」にも問い合わせたが、「相知不申」。

五月二十二日、和合佐太郎は五月十二日から湯治を始め、二十五日で「二廻り」(二週間)の予定日数が終わるが、もう「一廻り」(一週間)湯治を延長したい旨飛脚を以て願書が出される。

「勝手次第湯治可仕旨」(湯治期間の延長を許可)。五月二十四日、佐々木文次郎拝借の書物、御用相済み返納。書名は左の通り。

西洋曆註・明史稿・康熙永年曆法・宋書・周書・北齊書・蜀志・魏志・宋史・曆法典

六月三日、佐々木文次郎拝借書物の返納。

儀象志・儀象志絵図・八線表・割円勾股八線表・八線互求法・曆算全書

六月八日、和合佐太郎が湯治から戻った旨を遠江守(若年寄・加納遠江守久堅か)に届ける。

御書物同心世話役

和合佐太郎

右湯治相願候に付先月二日申上 九日相州木質之温泉差遣候処 昨七日罷歸り候 依之申上候 以上
六月八日 御書物奉行

同日、「宝曆御朱印御長持」七棹と「御条目御

法令」一筈が当年風干の年に当たるので、この旨伺う。

明和八年辛卯（一七七二）七月から十二月まで【第八十一冊目】

（七月）人見又兵衛（八月）土田清助（九月）本郷与三右衛門（十月）徳力藤八郎（十一月）土田清助（十二月）長谷川主馬

七月二十四日、「御法令御条目」と「御朱印入御長持」を風干（曝書）のため御蔵から出し、奥右筆の佐野郷蔵に渡す。

- 一 御法令御条目 一箱
- 一 御朱印写入御長持 七棹
- 右西品四つ時為持罷越 中ノ口におゐて御右筆佐野郷蔵え御朱印写入御長持
- 七棹相渡 御条目御法令 於陰土計右同人え相渡候

同日九つ半時両品の風干終了。佐野郷蔵より受取り、御蔵に返納。

九月朔日、徳力藤八郎が目付の柘植三蔵から、高巖院（四代將軍家綱の正室）薨去の節の書物が御蔵にあるかどうか、あつたら差出すように言われる。壱岐守（若年寄・水野壱岐守忠見）の指示の由、目録を調べて「玉露叢」二十一冊を陰時計の間で奥右筆安藤長左衛門に差出す（安永三年五月二十八日下る）。

十一月九日、徳力藤八郎の養娘離縁の件。

養娘離別御届 御書物奉行 徳力藤八郎

御書物奉行

徳力藤八郎養女 小普請組 市橋大膳支配 川口八郎兵衛妻

右私養女儀 八郎兵衛父川口久三郎御勘定組頭相勤候節 明和元年十一月廿二日 松平撰津守殿え縁組願書差上 同年十二月十六日願之通被仰渡 婚姻相調候処 此度不縁に付 双方熟談之上 離別仕候 孫娘共に私方え引取申候 依之御届申上候 以上 十一月六日 徳力藤八郎

十二月十三日、御煤払の御祝儀有り。同日、人見又兵衛の「乗物并杖御断」の書付二通を目付の柘植三蔵に渡す。杖断と乗物断の書付は左の通り。

御書物奉行

人見又兵衛 拙者儀足痛御座候に付 晴雨共 御城内杖用申度奉存候 依之御断申上候 以上 卯十二月

一筆致啓上候 拙者儀来辰歳五拾歳罷成候 日本之神偽にて無御座候 依之乗物御断申上候 恐惶謹言 明和八年 卯十二月 人見又兵衛書判

桑原善兵衛殿（以下、目付） 水野要人 殿 河野吉十郎殿 柘植三蔵 殿 山田十大夫殿 山村十郎右衛門殿 村上三十郎殿 土屋長三郎殿 松浦与次郎殿 本目隼人 殿

明和九年壬辰（一七七二）正月から六月まで【第八十二冊目】十一月十六日改元 安永元年

（正月）人見又兵衛（二月）本郷与三右衛門（三月）徳力藤八郎（四月）土田清助（五月）長谷川主馬（六月）人見又兵衛

第八十二冊目には、明和九年の江戸大火、いわゆる「目黒行人坂火事」と関連した記事が多く見られる。二月二十九日の昼過ぎ、目黒行人坂大円寺で発した火事は、西南の強風にあおられて麻布・芝・京橋・日本橋・神田・本郷・下谷・浅草・千住まで燃え広がり、同日の日暮れ時には、本郷丸

山菊坂からも出火。駒込・谷中・根岸一帯に延焼した。この大火で約百七十の大名屋敷が類焼し、死者・行方不明者は一万人とも二万人とも言われている。

日記から主な関係記事を拾ってみよう。

【二月】

晦日 昨廿九日目黒辺より出火 夕方に及び
大火相成候に付 御役所え罷出候同役
左之通

- 本郷与三右衛門
- 長谷川主馬
- 人見又兵衛
- 組之内
- 小沢又左衛門
- 福島弥七郎
- 石川久次郎
- 田畑権七郎

三人の奉行と四人の同心が、大火発生と聞いて紅葉山の職場に駆け付けた。ほかに和合佐太郎・杉山半次郎・同茂十郎も途中まで来たが、「丸山より出火有之候に付帰宅」（本郷丸山からも出火と聞いて帰宅した）とある。

三月朔日、「昨晦日暁 本郷辺より出火」にて「居宅不残類焼仕候」同心の名は、「御書物同心根津之御屋敷之内」小沢勝五郎・足地留次郎・杉村清兵衛および「谷中七面前」の高橋金藏の計四名。ほかに、「御書物師」の出雲寺和泉掾の拝領屋敷と日本橋の居宅も類焼した。

居宅が焼失した四人の同心に夏の借米（給料）

を前払いしたい旨を勘定組頭に申し出る。日記には左のようにある。

右四人分当夏御借米只今為請取申度段
御勘定組頭土山甚十郎え遂対談候処
下書相認差出候様に申聞候間（下略）

三月八日、「類焼之者四人当夏御借米取越請取候御断状（中略）連印相済候に付（中略）土山甚十郎え相渡し候」とあり、四人に夏借米が前払いされたことが分かる。

三月晦日、此度のような出火の際には、御書物蔵の目塗のため、小普請方から十人の「欠付（＝駆け付け）人足」が出動することになっているのに、今回（二月二十九日の火事）は一人も出勤しなかった。先規を守るようにしてほしい旨、左の書付を出羽守（若年寄・水野出羽守忠友か）に差し出す。

出火之節御書物蔵目塗欠付人足之儀
延享四卯年十一月佐渡守殿え蜷川八右衛門を以申上候処 小普請方より人足
拾人差出可申段被仰渡 昼之内は直に
御蔵え欠付け夜中は坂下御門外に差置
可申筈相定 案内次第御蔵え召連候筈
に御座候に付 去月廿九日火事之節
坂下御門外相尋候処 小普請方取込故
か 欠付人足者人も相見不申候 年久
敷義も罷成候間 猶又如先規被仰渡可
被下候様奉願候 以上

三月 御書物奉行

四月二十一日、石谷備後守（勘定奉行・石谷豊後守清昌）から、「拝借并御救金」申請の基準を示される。書写して返却する。

- 一 二度類焼拝借被仰付候面々えも此度
拝借并御救金相渡候事
- 一 部屋住之面々も右同断相渡候事
- 一 借地之面々も右同断相渡候事
- 一 借地之面々拝領屋敷斗類焼之分は拝
借并御救金とも不被下候事
- 一 御用屋敷又は御役屋敷住居類焼之面々
も拝借并御救金とも半減之積り相渡
り候事
- 一 類焼之内門長屋斗焼失いたし候歎又
は居宅半焼等之類有之候は、其訳
御書出し候事

四月二十三日、高橋金藏ら四人の居宅が残らず類焼した件について、「長屋斗焼失にて居宅半焼等之者者も無御座」旨の書付を勘定組頭の川西吉次郎に渡す。半焼と全焼とは「御救金」等の額に大きな差があるからであろう。

五月十八日、去る二月二十九日の大火で居宅が類焼した者のうち、百俵以下の者に「御救金」が御金藏で渡される。ちなみに四人の書物同心はいずれも「高二十俵二人扶持」で、これに該当した。六月二十一日、人見又兵衛の悴（又七郎 十七歳）の「御目見御番入願書付」を、吉岐守（若年寄・水野吉岐守忠見）に差し出す。

明和九年壬辰（一七七二）七月から十二月まで
【第八十三冊目】十一月十六日改元 安永元年

（七月）本郷与三右衛門（八月）徳力藤八郎
（九月）土田清助（十月）長谷川主馬（十一月）
人見又兵衛（十二月）本郷与三右衛門

七月朔日、御蔵のうち新御蔵の大破の様子が左
の記述からうかがえる。

新御蔵間庇殊外大破に付 御修復迄出
入に危く相見候間 急々仮繕給り候様
に今日小普請方小林市左衛門え与三右
衛門対談候処 承知之旨被申聞候

また西御蔵についても、翌二日の日記に「西御
蔵湿気有之候間 御修復有之候迄晴天之節は開き
風入いたし可然由」とある。

七月十五日、明十六日、『古今図書集成』が下
るので、これを運搬する黒鍬の者六人を朝五つ半
時（午前九時頃）御蔵まで差し向けてほしい旨の
書付を、徒目付小川伊兵衛に渡す。
七月十六日、奥新部屋において『古今図書集成』
を受け取り、東御蔵に入れて置く。

図書集成之内一箇 絵図之分（明和元
年五月二十七日に差し上げた分）下る
（礼儀典・十二冊ほか）
図書集成之内一箇 絵図之分（同 右）
下る（辺裔典・二十七冊ほか）
右二箇合四百八拾三冊之内 禽虫典百

三冊之処 拾式冊過に御座候 合四百
九拾五冊請取候 追て元番え可納之候
（七月二十日に調べ直したところ、十
二冊ではなく十一冊多かつた）

八月四日の記事に「高橋金藏 当二月類焼以後
家作出来仕 先月中引移候処 一昨夜之大風家作
倒候旨届書 佐太郎方へ持参いたし候旨」とある。
目黒行人坂の火事で居宅が類焼した高橋金藏は、
居宅を新築して七月中に入居していたが、なんと
八月二日夜の「大風」で、せつかく建てた新居が
倒壊したというのである。

十一月二十三日、「上埋御櫓」を箆笥奉行の新
定右衛門（新定右衛門常従）から受け取る（御蔵
修復中に書物を仮置きするため）。これに伴って
出羽守（若年寄・水野出羽守）に対して、奉行以
下書物方の者が櫓に書物を移す作業の間、「上埋
下埋御門」等の通行を許可するよう目付に指示し
ていただきたいと申し入れる。

御書物蔵御修復に付 当分上埋二重御
櫓 私共御預り相成御書物入置候に付
詰番之者見廻り申候間 御櫓に御書物
入置候内は 上埋下埋御門御台部屋御
門 私共并組共に往来仕候間 御門断
之義御目付え被仰渡可被下候 以上
十一月 御書物奉行

十一月二十六日、出羽守宅に参上し、左の書付
を差し上げる。内容は、御蔵の修復を担当する小
普請奉行が、書物方の注文通りに修復を行うよう

指示してほしいというもの。

先達て申上候御書物蔵二棟御修復之儀
御蔵屋根四方共に軒唯今有来り候軒口
より吉尺余も出し 雨落壁え相懸り不
申候様に仕 惣したみ無之様に御修復
出来仕度奉存候 したみ御座候ては壁
え湿気含申候間 右之通小普請奉行へ
被仰渡可被下候 以上
十一月 御書物奉行

十二月五日、「御書物御箆笥」を上埋御櫓に五
十三箇移し、書物の移動を終了する。

安永二年癸巳（一七七三）正月から六月まで
【第八十四冊目】

（正月）徳力藤八郎（二月）土田清助（三月）
長谷川主馬（閏三月）人見又兵衛（四月）本郷
与三右衛門（五月）徳力藤八郎（六月）土田清
助

二月十一日、小沢安之丞「妻不縁に付」離別の
届書を、昨日、川出清大夫方に差し出す。

二月十二日、昨日、箆笥奉行の長谷川庄五郎と
新定右衛門より長谷川主馬方へ、上埋御櫓は近日
中に御用が済み引き渡されるのかという問い合わ
せの手紙あり。長谷川主馬は、未だ御書物蔵の修
復が済んでいないので当分返却できない旨回答。
閏三月六日、高橋金藏の病状が快方に向かう。
此度歩行願いが差し出され、勝手次第歩行いたし

候様に申し達す。

閏三月十九日、昨日、勘定吟味役の宮川小十郎・横沢弥次衛門より長谷川主馬方に来書。御蔵修復の件で話があるので来て欲しい旨。土田清助が参上したところ、左の書付を渡される。

袖に 御書物奉行衆 御勘定所

此度紅葉山御書物蔵二棟御修復有之候に付 右御書物当時埋御多門え入置有之候由 此以後御書物蔵一棟相減し其分埋御多門え入置候ても御差支は無之候哉 右之段承度存候

閏三月二十四日、右の件につき書物奉行が寄合相談する。

閏三月二十九日、奉行寄合。十九日に勘定所から渡された書付に左の通り「付け札」をして谷久米之助に渡す。「御書物蔵」を一棟減らされては困るというのである。

御書物蔵二棟御修復に付 出来之内当分埋御櫓拝借仕入置候間 此以後御書物蔵一棟相減 右御書物御櫓え詰置候て御差支無之哉之趣被仰聞候得共 御書物蔵一棟相減御櫓え差置候ては諸事御差支御座候 以上

閏三月 御書物奉行

四月十一日、書物同心に病人が多く、病欠者の当番は「助番」で埋め合わせてきたが、それにも

限界が。先例もあるので、当分の間「二人勤」にしたい（本来は「三人勤」）旨、同心世話役の兩人から伺いが出され、これを認める（「勝手次第可仕旨申渡」）。

五月十一日、杉村清兵衛と小沢安之丞に「書役助」を務めるよう申し渡す。

五月十三日、今朝、新御蔵が倒壊する。
五月二十一日、杉山半次郎病気につき、同人悴で「御書物同心仮御抱入」の茂十郎の「御暇願」。左の通り。

袖書 御書物同心仮御抱入之者御暇願 奉願候書付 御書物奉行

御書物同心半次郎悴 高拾俵一人扶持 杉山茂十郎 巳二十七歳

右茂十郎儀 明和三戌年十二月廿八日 御書物同心え仮御抱入被仰付 相勤罷在候処 此度無抛子細御座候間 御暇被下置候様に相願申候に付 願之通御暇被下置候様仕度奉存候 以上

六月六日、目付の桑原善兵衛より来書。先に提出した「清大夫悴仮御抱入願書」の文言がよろしくないとのこと。明日修正して差し出す旨返書。

願書の袖書は「御書物同心明き跡へ仮御抱入奉願候書付」。清大夫悴とは書物同心川出清大夫の悴の「川出定八郎」（二十五歳）。「定八郎儀も手跡達者に仕常々身持宜御奉公可相勤相応之者に御座

候間」の文言を削除するなどの修正が行われた。
六月九日、御蔵の書物を写した「上埋御櫓」に同心中が出向き樟腦の入れ替えをする。
櫓の窓を開ける件につき、左の「断」を目付に差し出す。

御書物御風干仕候に付 此節埋御櫓窓 明申度奉存候 依之右御断申上候 相 濟次第追て御断可申上候 以上
六月九日 御書物奉行 徳力藤八郎

御当番 御目付中

ところが御成中に埋櫓の窓を明けるのは如何と小人目付からクレームがつき、御成の節は明けない旨返答する。

六月十一日、川出清大夫悴定八郎を仮御抱入の儀、願いの通り仰せ付けられる。（仮抱入の内の給与は十俵一人扶持）。

安永二年癸巳（一七七三）七月から十二月まで【第八十五冊目】

（七月）長谷川主馬（八月）人見又兵衛（九月）本郷与三右衛門（十月）徳力藤八郎（十一月）土田清助（十二月）長谷川主馬

七月六日、先に倒壊した御蔵（「先達て崩候十三間の御書物蔵」）一棟ともう一棟の御蔵（「十間之御蔵」）の修復に関する記述が見える。

前日、奥新部屋前の廊下で越中守（側衆・稲葉越中守正明）から、倒壊した十三間の御蔵は、書物奉行の要望通り軒を一尺五寸出して再建するが、十間の御蔵については「当時御入用多御座候に付」（幕府の出費が高んでいる折から）従来通りに修復する旨を申し渡される。ただし十間の御蔵も次の修復の際には十三間の御蔵のように軒を出すに付け加えた。これに対して書物奉行から左のような請書が出された。

越中守殿え
御修復承知之御請書 御書物奉行

御書物蔵之儀 先頃倒候一棟之御蔵は
先達て申上候通 軒通吉尺五寸つゝ出
候て新規御修復御座候旨奉畏候
一 棟之御蔵は当時御入用多御座候に付
只今迄之通にて御修復有之 追て又々
御修復之節願候は、軒通りも此度出来
仕候御蔵之通御修復可有之旨 同役共
一同に奉畏候 以上

七月 御書物奉行

さらに越中守に対して内々で左の書付を差し出し、次の修復の際には必ず「軒」を付けた書庫にするように念を押しした。

越中守殿え
御内々申上置書付

此度有来御書物蔵御修復奉願候処 御

入用多御座候に付 只今迄之通鉢巻にて軒無之御修復可有之由 当時御益之義にも有之候得は 右之段奉畏候 然る所御蔵軒無之候ては 年々御破損多御書物之為 其上御入用年々相懸り御不益にも奉存候得は 重て御修復之節 軒出し候様に仕度 兼て申上置候 已上

七月二十八日、越中守から左記の書物を御蔵で所蔵しているか、あるいは奥に上げていないか照会あり。

- 御書物奉行
- 一 武田家弓法之書 五十冊 一箱
 - 一 瓦林家之書 二十冊 一箱
 - 一 伊勢家之書 三十冊 一箱
 - 一 今川大双紙 一冊
 - 一 長谷川流流鑄馬之書 一冊
- 并別巻 一冊

七月晦日、越中守の照会に対する調査の結果を報告（五点とも所蔵せず。ただし左の書物は所蔵している旨）。

- 一 論矢犬追物記 五十七巻
 - 一 真犬追物記 六十七巻
 - 一 真犬追物馬場図 一巻
- 右伊勢兵庫貞衡献上と御座候間 伊勢家之書にて可有御座哉（下略）

八月六日、杉山半次郎の跡式を願いの通り悴茂十郎に下さる。

吉岐守殿被成御渡候御書付 左之通
御書物奉行え
御書物同心
式拾俵 杉山半次郎跡
式人扶持 実子惣領
茂十郎

十月十日、昨夜 目付の土屋長三郎から長谷川主馬宅に来書。内容は「実方父母病氣之節 看病仕度旨御断申上 相濟候類例有之候哉」の照会。養子に出た者が実家の父母（実の父母）の看病休暇を申請して許可された例があるかという問い合わせが目付からなされたのである。本郷与三右衛門が「御役所之日記」を調べ、そのような例はない旨返答。

十一月十六日、長谷川主馬の屋敷内の地面を当分「御蔵手代」の宮本金右衛門に貸す件の届を吉岐守に差し出す。

十一月二十五日、普請奉行から来書。「谷中大下水橋新規調に付」、杉村清兵衛・小沢勝五郎・足地富次郎の持高扶持と「当時住居等委細書付」を提出せよという内容。

十二月四日、二十五日の件につき書付を提出。「橋出銅」については追って通知する旨。

御書物同心

高式拾俵 式人扶持 小沢勝五郎
 右同断 杉村清兵衛
 右同断 正地富次郎

安永三年甲午（一七七四）正月から六月まで

【第八十六冊目】

（正月）人見又兵衛（二月）本郷与三右衛門
 （三月）徳力藤八郎（四月）土田清助（五月）
 長谷川主馬（六月）人見又兵衛

正月十五日、組中に病人が多いので当番を二人にしたい（本来は三人）旨、両世話役が出願。これを許可する旨申し渡す。

二月十日、目付の水野要人より触書到来。当年は七月目に当たり、「諸国人別御改」が行われるので、前々の通り人別帳面を作成して当二三月頃より八九月までの間に同人に書付を差し出すようにとのこと。

二月十一日、和合佐太郎が、老年で耳が遠くなり歩行も困難なので、悴に家督を譲り隠居したい旨の願書を、清太夫を以て差し出す。奉行各人がこれを一見の後、とりあえずは気長に保養してもらう少し勤務するよう清太夫に申し渡す。願書は受理せず（三月十一日に再度願書が提出される）。

二月十三日、目付の水野要人より、宝曆二年と六年に「伏見殿参向之節」（宝曆二年に伏見兵部卿貞建親王、同六年に伏見兵部卿邦忠親王が参向）の書付があれば、内容を問わず調べてその結果を申し上げるよう申し来た。再度調べても見当た

らず、翌日その旨の書付を差し出す。

二月二十日、杉村清兵衛、父の久兵衛の病気がすぐれず「看病断状」を差し出す。前々の通り三十日の看病休暇を認める（「前々之通日数三十日可相休旨 安兵衛え申渡候」）。

三月十一日、越中守（側衆・稲葉越中守）の御用で参上。新部屋で左の書物を渡される（新規御預け）。当分東御蔵に入れて置く。

岷江入楚 七拾八冊

但 右御書物唯今迄御納戸に有之候処
 校合被仰付候 右之心得にて取扱候様に被仰聞候 新規御預けに相成候

四月二日、先達て人見又兵衛から提出された「夏中足袋相用度願書」が、「相用可申旨」（着用許可）の附札を付けて石見守（若年寄・酒井石見守）から下げられた旨、目付から連絡。願書の文面は左の通り。

足袋願 人見又兵衛

私儀 足痛御座候に付 不出来之節は

夏中も足袋相用申度奉願候 以上

三月 人見又兵衛

四月二十日、前日、人見又兵衛から土田清助の「悴縁組願書」を加納遠江守（若年寄・加納遠江守久堅）に差し出す。左の通り。

縁組願 御書物奉行

土田清助

京極甲斐守家来

木下多宮娘

御書物奉行

清助惣領

土田三十郎え

右之通縁組仕度奉願候 以上

四月十九日 土田清助

（五月十九日に加納遠江守から許可の旨）

四月二十八日、御蔵修復の件で書物奉行五人寄合。新御蔵の窓について検討する。

五月五日、御蔵の窓のうち、目塗をしない「明き窓」に付ける金蓋の儀についての協議の内容が左の様に記されている。金蓋仕様と金蓋を付ける「明き窓」の位置を記した絵図を修復を担当する小普請方に渡すということであろう。

小普請方鈴木久兵衛え昨日藤八郎掛け

合申候に付 猶又今日遂対談申候 御

蔵窓之儀 金ふた（蓋）廿五枚ならて

は無御座候に付 昨日吟味仕候処 金

ふた無之も外に御蔵に相見候間 無之

分は金蓋なしに致候由申聞候間 成程

前々も其通に候間不苦候 尤年中明き

窓にてさし置 目塗不致候窓え金ふた

御付可被下候様に申達候得は 左候は、

先達て之絵図面明日進し可申候間 明

き窓之印御附可被下候様にと申候 明

日参り候は、扣(の絵図)之通り朱にて印付被成 金ふた仕様御書入 久兵衛へ御渡可被成候 則今日明き窓金蓋仕様扣(の絵図)に書入置申候

五月十一日、小沢勝五郎は去年の夏中より病氣だったが、症状が重くなり、もはや勤務を続けられない旨の願書(「未々御奉公難相勤候願書」)を差し出した由。

五月十八日、水谷但馬守(小納戸頭取・水谷但馬守勝富)に呼ばれ奥新部屋で面談。「墨譜」という書物が御蔵にあるかどうか尋ねられる。御蔵に戻って御目録を調べたが見当たらず。しかし再度調べると御蔵にあることが分かり、二十日に差し出す。五月二十四日、「墨譜」八冊の御用が済み、水谷但馬守から受け取る。

五月二十九日、書物奉行から差し出された「御書物同心御暇并御抱入之義申上候書付」から、書物同心の小沢勝五郎(四十三歳 高二十俵二人扶持 桜田者)が、「御暇」(退職)および悴の秀之助(十歳)を後任に抱えてほしい旨願い出たことが分かる。

勝五郎は、明和元年閏十二月に父又四郎の跡式を下されて書物同心に。しかし去年の七月中より風疾を煩い、当年春からは別してすぐれず当番も務めがたい状態だった。そこで勝五郎に御暇をたまわり、その明き跡(空いた同心のポスト)に悴の秀之助を採用したいと、書物奉行五人が願書を提出したのである。

なお秀之助について、「手跡も相認め場所相応之者に御座候」の評が添えられている。

六月二十六日、小沢又左衛門の妻が病没 夕方その旨届書が提出され、翌二十七日、「定式之忌服」を申し渡す。

安永三年甲午(一七七四) 七月から十二月まで
【第八十七冊目】

(七月) 本郷与三右衛門(八月) 徳力藤八郎
(九月) 土田清助(十月) 長谷川主馬(十一月) 人見又兵衛(十二月) 本郷与三右衛門

七月二十五日、越中守より、「三州後風土記」は突然御用で差し上げる場合もあるので、虫食い等の状態を吟味するよう指示される。詰番の長谷川主馬から、虫喰いは無いが、朱で字を修正した箇所があると報告する。

三河後風土記 箱入 四拾五冊

右 有徳院様御小納戸より下り候御本御座候 虫喰損し等無御座候 但朱にて文字相直り候所御座候

同日の朝、本郷与三右衛門が遠江守(若年寄・加納遠江守)宅に参上し、人見又兵衛悴の「縁組願書」を差し出す。

袖に 縁組願 御書物奉行 人見又兵衛

西丸御書院番内藤越前守組

松平原六郎娘 御書物奉行又兵衛悴 人見又七郎え

右之通縁組仕度奉願候 以上
七月 人見又兵衛
(八月二十五日に願い通り許可)

八月三日、御役所建て直しの件について「有形之(現状の)絵図」を見ながら小普請方改役の鈴木久兵衛と相談。鈴木が縁類の幅を少し狭くしたいと言う。これに対して書物奉行(長谷川主馬か)が、人が座れる程の幅は必要であると答える。八月四日、左の書付を水野吉岐守(若年寄)に持参する。

御書物同心世話役和合佐太郎病氣に付 御奉公御免 悴弥八郎え御切米御扶持 方被下置 御書物同心相勤候様奉願候 書付

和合佐太郎は六十一歳で、高十八俵二人扶持。実子惣領の弥八郎は二十八歳。佐太郎は近年病氣がちで、去る亥年(明和四年)から「麻痺症」を煩い「歩行不自由」。さらに「耳聞へ兼」御奉公が出来ないので、弥八郎に家督を下されたい旨の願いを出した。

佐太郎は元文四末年(一七三九)に部屋住で書物同心に抱えられ、延享二五年(一七四五)に父甚左衛門が老衰のため家督相続を許された。当年(安永三年 一七七四)まで三十六年勤務。悴

の弥八郎について、書物奉行は書付に「手跡も仕
実体にて御書物同心可相勤相応之者」であると記
している。

八月六日、左を越中守に長巴を以て差し出す。
「上目録」を添えて上げる。

三河後風土記 四十五冊 箱入
（八月十六日下る）

八月七日、小普請方鈴木久兵衛から来書。「会
所建直し田舎間之積り」。書物方から「会所建直
り候内 御蔵之内仕切 御用相済候之旨」「其節
仮雪隠繕候様に」申し遣わす。

再建する書物方の「会所」（執務室）は「田舎
間」にするつもりであると小普請方から通知があ
り、書物方から小普請方に対して、会所が建築中
は御蔵の内部を仕切つて会所として用いること。
ついでには仮設便所が必要であると申し入れたので
ある。

八月二十日、目付の水野要人より来書。「同心
定人数書付」（書物同心の定員を記した書付）を
一両日中に差し出すべき旨。

御書物奉行

同心

右御定人数何人有之候哉 御定人数無
之候は、前々より之大概人数承度候
右之内明き跡有之候は、是又承度候
尤御定人数・大概人数と相極り候儀も
無之候は、当時勤人数承度候（下略）

八月二十一日、定員は十六名であると回答する。

御書物同心

右前々より人数拾六人にて御座候 尤
当時跡無御座候 以上

八月廿一日 御書物奉行

九月二日、和合佐太郎の願い通り家督を弥八郎
に与え、父同様、書物同心とする旨を申し渡す。

九月二十六日、修復された御蔵の「見分」（検
分）が済み、鈴木久兵衛より引き渡される。

九月二十七日、出羽守（若年寄・水野忠友）に
左の「御届書」を差し出す（十三間の御蔵の再建
が終わり、小普請方から引き渡された旨）。

御書物蔵吉棟拾三間 足し木建直し出
来仕 請取申候 依之申上候 以上

九月晦日、例月の通り「伺書」一通を、長巴を
以差て越中守に差し出す。

十月四日、和合弥八郎の父佐太郎、猶水と名を
改めた旨の届を提出する。奉行で回覧。

十月五日、東御蔵に置かれていた八十五の「御
箆筒」（書物箆筒）を新御蔵に移すことに。

十月七日、御朱印の風干伺を石見守に差し出す。

御条目御法令 一箱

御朱印写入御長持 七棹

右先達て申上置候通 去る卯年於御数
寄屋御風干御座候 当年御風干之年数

に御座候へ共 御蔵御普請に付延引仕
候段 当六月中石見守殿え申上置候

然処御蔵御普請一棟出来 此間請取候
に付 御風干可仕哉奉伺候 以上
十月 御書物奉行

十月八日、東御蔵より新御蔵へ長持数二十八棹
移替相済む。

十月十三日、新御蔵完成につき、古薄縁（「薄
縁古備後表」）五十枚受取り申したき旨の書付を
「御書奉行」に。十一月十一日に新規に受け取る。

（上略）三間に拾三間の御書物蔵吉棟
二階并下之間え敷置 平日御用相弁申
候（中略）去る巳年（安永二年）倒候
御蔵今度御普請出来仕候処 一向薄縁
切れ損し無御座候に付 此御蔵分古薄
縁書面之通受取申度奉存候（下略）

十月十七日、風干のため、「御条目御法令」一
箱・「御朱印写入御長持」七棹を五つ半時（午前
九時頃）運び出させ、中之口で「御朱印写入御長
持」を右筆の佐野郷蔵に渡す。「御条目御法令」
は陰土圭で同人に渡す。八つ半（午後三時頃）過
ぎに風干が済み、老中板倉佐渡守が封印の後、佐
野郷蔵から受け取る。

十月二十日、小普請奉行に御蔵の窓の目塗につ
いて申し入れる（修復が終わった二棟の御蔵の窓
を例年通り目塗してほしい旨）。

御書物蔵三棟之内吉棟は未御修復出来

不仕候 残二棟分之御蔵 例年之通窓
目塗仕候様に被仰渡可被下候 以上

十月二十九日、樟腦の詰め替え作業が始まる。

作業が終了するまで、「増御台所断同心三人分断出之」(通常より三人分多く食事を提供するよう「御台所」に申し入れる)。作業は十一月五日まで。
十一月十一日、同心全員を呼び出し、奉行列座で、以下の事を申し渡す。

* 小沢又左衛門と福島三郎兵衛を同心の「世話役」とする。* 永年勤続の川出清太夫の「詰番」を免除する。* 杉村清兵衛を「又兵衛頼書役」、早川孫太郎を「書役助」とする。

十二月二十五日、日記に「会所御普請出来寄候に付 今日仮請取相済申候 尤畳敷詰候儀は明日御置方より罷越候筈」とあり。会所が完成し、畳は「御置方」が明日敷き詰めるというのである。

安永四年乙未(一七七五) 正月から六月まで

【第八十八冊目】

(正月) 徳力藤八郎(二月) 土田清助(三月)
長谷川主馬(四月) 人見又兵衛(五月) 本郷与三右衛門(六月) 徳力藤八郎

二月二十四日、目付の水野要人より来書。病欠と快復(出勤開始)の件をその都度月番の若年寄に届け、また現在病欠中の者の姓名や欠勤期間等を目付に報告するようにとの指示あり。

病氣にて出勤難成節并致快気出勤之節
共 以来其度々御月番若年寄衆え以書

付可被相届候 御礼其外にて登城被致候節も 難罷出候は、其段も可被相届候(中略) 且当時病氣にて出勤無之御同役中も有之候は、姓名并何月幾日より引込之儀委細書付 拙者方え可被差出候

二月二十五日、会所が完成し請け取った旨の届書を、昌毛を以て石見守(若年寄・酒井石見守)に差し出す。再建された会所は、三間と六間の塗家で平屋。あわせて会所に敷く畳についても。

御書物蔵会所 三間に六間之塗家 此度平家に建直し出来 請取申候

御書物蔵会所建直し出来請取候に付 畳惣数式拾六畳 表切損し又は床共に損し申候間 見分之上表替又は敷替候様に 御書奉行え被仰渡可被下候
二月 御書物奉行

三月朔日、川出清大夫拜領地の内を「御留守居駒木根大内記組同心」小川龍八に借し置く儀 願いの通り申し渡す(小川龍八は「地借」「地請」として「御先手松下隠岐守組同心」高橋富八郎の名があり)。

杉山茂十郎の病状がすぐれず、昨日、小普請入り願書を又左衛門に提出したよし。

三月九日、右近将監・出羽守に左の書付を差し出す(右近将監は老中・松平右近将監武元、出羽守は若年寄・水野出羽守忠友か)。御蔵内の湿気

が強くならないように、蓋で覆った「箱下水」にするよう小普請奉行に指示していただきたい旨。

御書物蔵廻り平場惣躰地高に相見え 御蔵之方え下水流落ち候に付 御蔵湿気強く御座候 依之会所共四方雨落ち水落し惣箱下水(蓋で上部を覆った長方形の下水溝)に仕度奉存候に付 小普請奉行え被仰渡可被下候 以上
三月九日 御書物奉行

三月二十三日、杉山茂十郎(高二十俵二人扶持書物同心)が病氣のため小普請入りを願ひ出た件で、書物奉行五人から同人の「小普請入願書付」を吉岐守に差し上げる。

四月二日、上埋櫓に詰めて置いた「御道具」を、今日から新御蔵に移し替える。

五月九日、「日光御社参御留守中勤方帳面」五冊を、御殿で目付の本目隼人に渡す。翌安永五年四月に予定されている將軍の日光社参中の書物方の勤方を目付に報告。書物方では將軍の留守中もいつも通り詰番をするという。

日光山御社参御留守中勤方之覚
来申年四月日光御社参御留守中 私共勤方之義 平日之通詰番相勤可申候 尤西丸えも平日詰番書差出候に付 是又御留守中平日之通詰番書差出可申候
一 享保年中御社参之節は私共詰番無御座候に付 伺之上在宿仕罷在候 然処享保十九寅年十二月廿日 毎日老人宛

詰番 仕旨本多伊予守殿被仰渡 翌
卯年正月元日より詰番相勤申候 依之
此度は平日之通詰番相勤 西丸えも詰
番書差出可申と奉存候 右之段奉伺候
以上

未四月 御書物奉行

五月十二日、上埋二重櫓を返納する旨の書付を
出羽守に差し出す。左の通り。

袖に 上埋二重御櫓返納仕度書付

去る辰年（「明和九年」）七月 御書物
蔵大破に付 御修復願仕 御道具置場
無之候間 奉願上埋二重御櫓同十一月
拜借仕 御箆等奉行より請取（中略）
御書物蔵え御道具移替相済候に付 右
上埋二重御櫓返納仕度（下略）

安永四年乙未（一七七五）七月から閏十二月まで
【第八十九冊目】

（七月）土田清助（八月）長谷川主馬（九月）
人見又兵衛（十月）本郷与三右衛門（十一月）
徳力藤八郎（十二月）土田清助（閏十二月）長
谷川主馬

七月三日、去年は御蔵修復のため書物の修復を
行わなかつたので、今年は二年分合わせて行いた
い旨の伺書を出羽守（若年寄・水野出羽守）に差
し出す。左の通り。

覚

一 古来より御書物御修復毎年御風干之
内 私共支配出雲寺和泉掾より職人
御蔵え罷出御修復為仕候処 去年中
は御書物蔵御修復に付 三棟之内二
棟小普請方え相渡置申候 依之細工
人差置候御場所無御座候に付 去八
月六日御断申上候て御修復相休申候
（中略）兩年分都合金高七兩余にも
相成可申候に付 年々三兩余りに仕
来候間 兩年分御修復可仕と奉存候
に付 奉伺候 已上

七月十一日、御蔵の書物の修復を去年と今年の
二年分行うについて、勘定所の武嶋三右衛門に
「御書物御修復高之書付」（修復に要する費用）の
詳細を提出する。

宝曆之頃

金五兩七兩高に御修復仕候

明和より

三兩貳分余

貳兩貳分余

従是前々八九兩拾兩高に御修復仕候得
共 年々相減候に付 御修復之品後れ
に相成候間 去年年分当年一所に仕候
儀に御座候 以上

七月

御勘定所

御書物奉行

御書物御修復

百拾五冊

内

廿六冊

ふと糸

此文九丈壹尺 但し壹冊に付

三尺五寸宛

代金壹分壹分六毛

壹尺に付壹分六厘六

毛つゝ

八拾九冊

細糸

此文三拾壹丈壹尺五寸 但し

壹冊に付三尺五寸つゝ

代金貳分壹分七分七厘三毛

次表紙（下略）

美濃紙（下略）

せうふ粘（下略）

細工人手間

拾三人

但壹人に付四匁七

分三厘つゝ

代金壹兩壹匁四分九厘

〆 金貳兩貳分壹分六厘九毛

右は去々巳年御修復仕候

七月

御書物奉行

七月晦日、勘定所より兩年分の書物の修復を許
可する旨。

九月七日、「当夏御書物御修復代金」六兩二分
三匁を、御納戸で徳力藤八郎が印形をして受け取
る。出雲寺が来て居たので直接同人にこれを渡す。
十月三日、御蔵にある表右筆の箆等九箱に収め
られている虫喰いの冊子を組頭の長野源次郎に見
せる。同人曰く、「今後は表右筆で箆等に封印す

ることを止め、毎年書物方で風干をするように」。
十月二十五日 書物同心世話役・川出清太夫に
「老衰御褒美」を下されたい旨の書付（願書）を
書物奉行五人の連名で差し出す。

御書物同心世話役

御抱者 川出清太夫

未に年七拾壹

右清太夫義 享保廿卯年九月 佐々又
四郎組之節 御先手同心被召抱 七年
相勤候処 栗原仁右衛門組之節 寛保
元酉年五月廿九日 御書物（同心）被
仰付 当未年迄都合四拾壹年相勤 老
衰仕候 右之通老年迄無懈怠皆勤仕候
遠慮閉門御咎め之儀も無御座候間 何
卒相応之御褒美被下置候様に奉願候
以上

未十月

五人

袖 御加増遠国御用并御咎め無之書付

御書物奉行

覚

御書物同心世話役

川出清太夫

- 一 御加増無御座候
- 一 遠国御用筋無御座候
- 一 御咎め之筋無御座候

右之通御座候 以上

未十月

御書物奉行

十月二十七日、川出清太夫の御暇が許され「御
褒美銀三枚」下される旨申し渡す。同人悴の川出
定八郎（二十七歳）も清太夫の後に抱えられる旨
（「清太夫明跡え御抱入」）。

十一月七日、川出定八郎が書物同心に仮抱入れ
になったものの御暇を願ったため、その「明跡」
に高橋金藏の悴金助（二十八歳）を仮抱入れした
い旨の書付を差し出す。

袖に 御書物同心明跡え仮御抱入奉願
書付 御書物奉行

御書物同心

金藏悴

高橋金助

御書物同心忝人之明跡え

仮御抱入奉願候者 未年式十八

右金藏儀 享保十九寅年六月 養父八
兵衛跡式被下置 直に御書物同心被仰
付当未年迄四拾貳年御奉公出精仕実跡
に相勤申候者に御座候 悴金助儀も手
跡達者に仕 常々身持宜御奉公可相勤
相応之者に御座候間 先達て仮御抱入
被仰付候川出定八郎儀 無抱子細御座
候に付此度奉願御暇申渡候間 右明跡
可罷成義に御座候は、金藏悴金助仮
御抱入被仰付被下候様仕度奉願候 以
上

十一月

（書物奉行）五人

同じく、書物同心宮原安兵衛の悴安藏（十八歳）
を同心「明跡」に仮抱入れしたい旨の書付も差し
出す。安兵衛については書付に「宝曆三酉年三月
御書物同心明跡え御抱入被仰付 当未年迄拾三
年御奉公出精仕実跡相勤申候者に御座候」とある。
十一月十二日、川出定八郎の切米扶持方につき、
書物奉行五人から勘定組頭辻左源次に左の書付を
渡す。

覚

拙者共支配御書物同心三拾俵式人扶持
取川出清太夫 当十月廿六日御暇出候
明跡え 同高にて川出定八郎当十月廿
六日御抱入に罷成候間 御切米は当未
冬之分より 御扶持方は当未十月分よ
り被相渡候様 書替奉行衆え御断被成
可被下候 以上

未十一月

五人印

石谷豊前守殿（勘定奉行）
安藤弾正少弼殿（同 右）
大田播磨守殿（同 右）
新見加賀守殿（同 右）
上遠野源太郎殿（勘定吟味役）
辻 源五郎殿（同 右）
松本十郎兵衛殿（同 右）
飯島惣左衛門殿（同 右）
十一月十四日、新御蔵二階下の三間に五間の所
を目付の河野吉十郎拜借につき、同人に渡すこと
に。その旨届書を出羽守に昌宅を以て差し出す。
十二月四日、御書物師の出雲寺和泉掾・唐本屋

清兵衛の「鉄炮改書付」を、大目付の正木志摩守に渡す。書付は左の通り。

御用達

御書物師

出雲寺和泉掾

唐本屋清兵衛

右私共支配御用達町人式人 鉄炮相改

候処 去る巳十二月差出候帳面之通相

違無御座候 依之御届申上候 以上

未十二月 五人

安永五年丙申（一七七六）正月から六月まで

【第九十冊目】

（正月）人見又兵衛（二月）本郷与三右衛門

（三月）徳力藤八郎（四月）土田清助（五月）

長谷川主馬（六月）人見又兵衛

正月朔日、加山斧吉と石川源助が、書物同心を拜命した件につき、左の書付を差し出す。

小普請組

石河土佐守組

加山斧吉

同 徳山五兵衛組

石川源助

右兩人御書物同心明跡被仰付候間 小普請組支配え申談候之様 去月廿八日被仰渡 斧吉儀は土佐守より引渡受取

申候 源助義は病氣にて不罷出候間 快気次第可申渡段 徳山五兵衛申聞候 依之申上置候 以上 申

正月

御書物奉行

正月二十一日、川出定八郎に「書役助」を申し渡す。

正月二十七日 徳力藤八郎、麻上下着用、四つ時（午前十時頃）、焼火の間で、左の書付を渡される。四月の將軍日光社参にお供として従う徳力五兵衛と同心に銀が下される。

銀五拾枚

徳力藤八郎

右日光御供に罷越候付て

被下之 石谷豊前守・安藤

弾正少弼・辻源五郎相談

可被請取候

銀三枚充

同心

右日光御供に付被下之

石谷豊前守・安藤弾正少弼

辻源五郎可被談候

二月十日、「御家譜」二巻を奥右筆組頭の上村弥三郎を以て出羽守（若年寄・水野出羽守）に差し出す。これは先達で「御家譜書継之儀」を申し上げたため（二月十四日下る）。

二月十一日、先達で（二月六日）「御家譜」につき水野出羽守に差し上げた書付は左の通り（この書付を読んだ出羽守が十日に「御家譜」の一覽

を求めたのである。六日の書付は記録として十一日の日記に記載された）。

御家譜正統一巻

御家譜支流一巻

右去夏御風干之節 虫喰等相改拜見仕

候処 御家譜正統之内 常憲院様殿有

院様之御養君に被為成候迄有之 其以

後御代々御書継無御座候に付申上候以

上

二月

御書物奉行

二月十四日、本郷与三右衛門に出羽守から先達で差し上げた「御家譜」二巻に書付を添えて渡される。書付は左の通り。「御家譜」の書継ぎは無用の旨。

御書物蔵に有之候御家譜正統・御家譜支流御書継可有之哉之旨被申聞候得共 不及其儀候 尤已後共御書継は無之筈に候間 可被得其意候

二月十四日

二月十五日、同心の石川久次郎から借地の届書が差し出される。

御本丸御賄方

吉浜弥右衛門

右町屋敷本所三笠町七拾五坪 此度借

地住宅仕候 依之御届申上候 以上

二月

石川久次郎

杉村清兵衛から、日光お供につき「心当養子」が差し出される。

覚

武州騎西領百姓

吉野庄兵衛悴

一母方従弟

吉野庄次郎

私儀此度日光御供罷越候に付 道中違

変之儀も御座候は 右母方従弟吉野庄

次郎義心当養子可奉願候間 申上置候

以上

申二月

杉村清兵衛

三月二十日、「御朱印御長持」を収納している「渡り御櫓」が修復のため、「御朱印御長持」を他に移し替える件につき、目付の松浦与次郎に相談する。

三月二十五日、目付の河野吉十郎より左のように申し来たる。正徳五年（一七一五）の「御神忌」（東照宮百回忌）の記録を奥右筆部屋に差す出すやうにということのである。

正徳五未年

御神忌之留

右明朝奥御右筆部屋迄差出し可申旨

出羽守殿被仰渡候に付 申達候

三月廿五日

河野吉十郎

御書物奉行中

三月二十六日、左を出羽守に差し出す。

日光山御宮百回御法会記六冊 管入
諸向伺書付二包附

四月五日、前日退出後に人見又兵衛宅に当番目付中から来書。石見守御用につき五日に御殿に参上し、表新部屋において遠江守（若年寄・加納遠江守）から左を渡される。「日光御留守中」（日光社参で將軍の留守中）、書物方にお預けの由。新御蔵に入れ置く（四月二十三日に返上）。

御法令 一箇

但白木箱に入 内箱御封印付

五月九日、石川源助、麻疹で明日の詰番出勤なりがたき旨「断状」を提出。

*この年、四月頃から麻疹が大流行。多くの死者が出た。日記にも麻疹の記事が相次いで記されている。

五月十日、加山斧吉、麻疹で明十一日出勤なりがたき旨「神文状」を提出。

五月十二日、出羽守（若年寄・水野出羽守）が当月二日より麻疹で「御引」（自宅療養）。

五月二十六日、川出定八郎、麻疹で二十八日出勤なりがたき旨「断状」を提出した。

六月三日、大納言（家基）麻疹酒湯の式。御祝儀のため総出仕。

安永五年丙申（一七七六）七月から十二月まで

【第九十一冊目】

（七月）本郷与三右衛門（八月）徳力藤八郎

（九月）土田清助（十月）長谷川主馬（十一月）人見又兵衛（十二月）本郷与三右衛門

七月二十一日、本郷与三右衛門悴縁組願いの書付を人見又兵衛が遠江守（若年寄・加納遠江守）方に持参。惣領の本郷九八郎と田安付郡奉行・設楽七左衛門娘の縁組願いである。

同日、目付の村上三十郎より来書。

御預り御書物之外古き御日記類其外他之役所向書留帳面等 御書物奉行御預に相成取扱来候品も有之候哉否 御報被申聞可有之候 以上

七月廿一日 村上三十郎

御書物奉行中

御蔵には書物のほかに、古い日記や他の役所の書留帳面（公文書類）を所蔵しているか否かを報告するようにするのである。これに対して左のように書付で回答。

御預り御書物之外古き御日記類其外他之役所向書留帳面等 拙者共御預り之内にて古来より取扱来り候品も有之 又は封印付候にて御預に罷成候品も有之候 以上

七月廿一日 人見又兵衛

村上三十郎殿

七月二十二日 村上三十郎に左の書付を渡す。

ば御書物方え御預りに罷成候品

御朱印御長持

下ヶ札

四五年に彦度宛私共同之上
奥御祐筆懸合 御数寄屋に
て御風干御座候 前々より
私共御預りにて御座候

御右筆御長持

下ヶ札

是は預り候迄にて錠おろし
封印御座候 鍵此方に無御
座候 尤御 之御沙汰も
無御座候

弘方御納戸御長持

右同断

屋敷改御帳面箱

下ヶ札

毎年八月十七日 屋敷改よ
り御箱受取申度書付御老中
方へ差上 私共へ御下け
奉り付仕返上之上 御箱於
中之口相渡申候 同廿一日
返上之節も 前日御書付御
下け 奉り付返上仕受取申
候 尤御箱并鍵封し候て預
り置申候迄に御座候

右之通従前々御預りに罷成候 不時

に御封印付にて御預り申候儀も御座候
是は当年も日光御社参前 御法令被仰
出有之節 右御箱御封印にて遠江守殿
御渡被成御預り申候 還御已後伺之上
返上仕候

九月朔日、加山斧吉から八月中に提出された、
拝領屋敷の地面を貸したい旨の願書が記録されて
いる。貸す相手は田安付勘定奉行支配「御細工方」
の平井与市で、「地請け人」は同じく田安付勘定
奉行支配の相川宇右衛門。貸す地面は拝領屋敷に
うちの三十坪とある。

九月二十三日、長谷川主馬の惣領、弥太郎の縁
組願いが出される。九月晦日に願いの通り許可。

小普請組戸川山城守支配

鈴木松之丞妹

御書物奉行長谷川主馬惣領

長谷川弥太郎え

右之通縁組仕度奉願候 以上

九月廿一日 長谷川主馬

十二月十日、目付中より来書。周防守(老中・
松平周防守康福か)御用で、「諸家系図」のうち
大沢相模守家系図を御殿に持参し、奥右筆の柴村
源左衛門に渡す。

(安永六酉年正月二十六日下る)

十二月二十九日、昨日、目付の河野吉十郎に貸
していた御蔵の一角が返納されたので、その旨出
羽守(若年寄・水野出羽守)に届書を差し出す。

覚

去末年十一月御届申上置候御書物蔵之
内 二階下にて三間に五間之場所へ切
御目付河野吉十郎拜借仕置候所 昨廿
八日 御目付村上三十郎より返納仕候
間 請取申候に付申上候 以上
十二月廿九日 御書物奉行

同日、当四月、日光社参につき関八州御国絵図
の「上袋上包敷紙等」を仕立てた出雲寺細工人の
手間代銀を御金蔵で受け取り、出雲寺和泉掾を呼
び出してこれを渡す。【以下、次号に続く】

(公文書専門官)